

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成28年12月8日(木)
午前10時
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第103号 平成28年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について(国保)
- 2 議案第105号 平成28年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について(国保)
- 3 議案第122号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について(国保)
- 4 議案第123号 山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について(国保)
- 5 議案第104号 平成28年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第2回)について(高齢)
- 6 議案第119号 山陽小野田市老人福祉作業所条例の一部を改正する条例の制定について(高齢)
- 7 議案第120号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(高齢)
- 8 議案第121号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について(高齢)
- 9 議案第131号 損害賠償の額の決定について(病院)

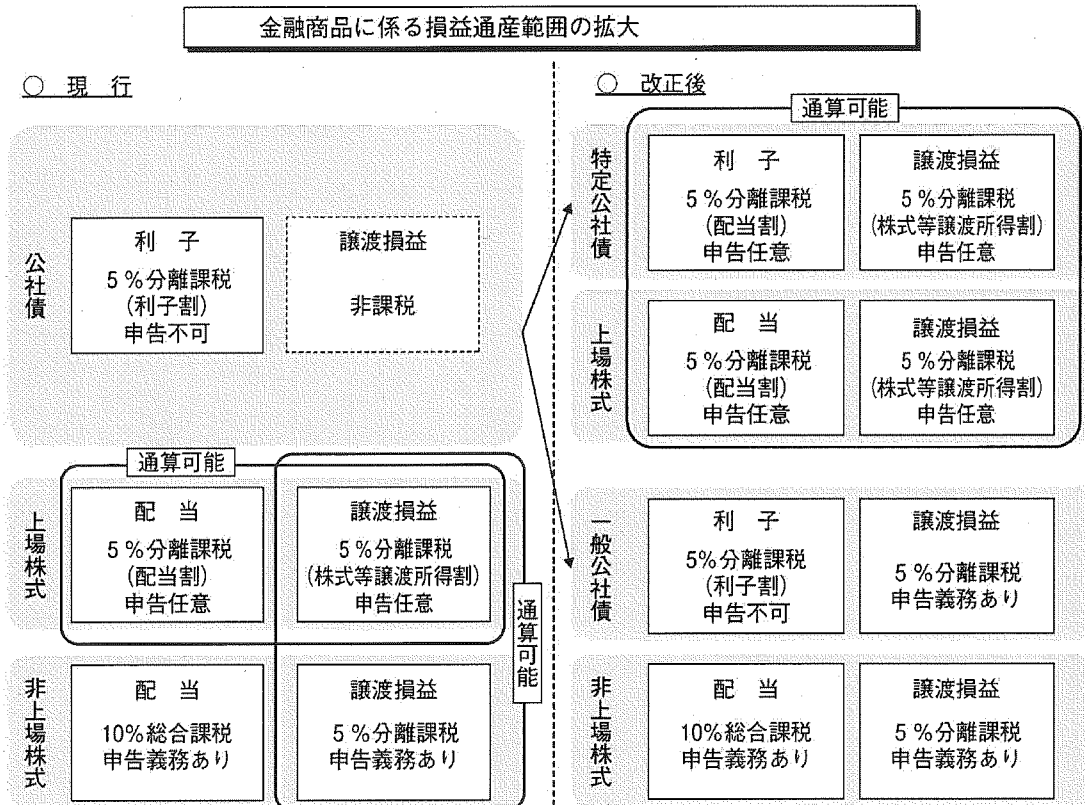
- 10 議案第110号 平成28年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について（病院）
- 11 所管事務調査 保育所について（こども）
- 12 所管事務調査 火葬場建設について（環境）
- 13 長生園についての報告（高齢）
- 14 陳情要望について
- 15 閉会中の継続調査事項について

議案第 1 2 2 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

改正内容は以下の 3 点

1. 地方税法の一部を改正する法律関係（第 16 条、第 22 条）

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等が別々の分離課税制度となります。また、公社債等を特定公社債等とそれ以外の一般公社債等に区分した上で、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税及び一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組し、損益通算できる範囲を公社債等にまで拡大して、公社債等の譲渡所得等の非課税制度を廃止するものです。



2. 所得税法等の一部を改正する法律関係（附則 10、11）

平成 27 年 1 月 26 日に、日本と台湾の間で、租税条約に相当する「日台民間租税取決め」に署名が行われました。この「日台民間租税取決め」には法的効力はなく、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律も適用されないため、「日台民間租税取決め」の内容を日本国内で実施するための国内法が整備されました。地方税についても、国税の取扱いに準じた所要の措置が講じられたため条例を改正するものです。具体的には、日本国居住者又は内国法人が構成員となり、かつ、日本の租税が免除される台湾の団体で構成員が利子等及び配当等を得た場合、これまで、所得として算定されていませんでしたが、改正により、申告分離課税の区分が設けられ、構成員が特例適用利子等及び特例適用配当等を得た場合の申告義務が新たに課せられます。このため、申告された特例適用利子等又は特例適用配当等については、総所得金額に含め、国民健康保険料の所得割額等の算定を行うこととなります。

3. 保険料 12 月納期（第 7 期）の改正（第 20 条）

現行の 12 月納期限は 12 月 28 日ですが、当該日が土曜・日曜の場合は、行政機関の休日に関する法律等により、納期限が翌年の 1 月 5 日以降になります。この場合、納付された保険料は税法上の当該年の社会保険料控除に計上されないため、安定した税負担となりません。こうした状況を避け、毎年安定した税負担となるよう、納期限を 26 日に改正するものです。

「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年山陽小野田市条例第44号）」の一部改正について

1 概要

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」の平成28年4月1日施行の改正により、小規模な通所介護事業（利用定員18人以下）が、地域との連携や運営透明性を確保するために地域密着型通所介護と名称変更し、地域密着型サービスとして位置づけられました。平成28年度は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成9年法律第123号）」により1年間の経過措置が設けられておりましたので、厚生労働省で定める基準を適用しておりましたが、経過措置期間終了に伴い「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年山陽小野田市条例第44号）」に地域密着型通所介護に関する基準を追加するためにの一部改正を行います。

2 条例の一部改正の基本的な方針

地域密着型サービス事業者の人員基準及び設備・運営に関する基準については、厚生労働省令（以下「省令」という。）で示されている次の3区分を踏まえ「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」いずれも本市の状況を勘案する中で支障がないと判断されるため、すべて厚生労働省令の基準どおり定めます。

●基準の分類

条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

- ・従うべき基準……条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- ・標準……法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
- ・参酌すべき基準……地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に関わる基準

基準	条 項	条例改正案 (市の基準)
従うべき基準	第59条の3から第59条の5まで、第59条の23から第59条の26まで	国の基準どおり
標準		
参酌すべき基準	第59条の2、第59条の6から第59条の22まで、第59条の27から第59条の38まで	国の基準どおり
準用による削除	第67条、第68条、第72条、第74条から第78条の2まで	基準内容は現行どおり
準用先改正	第73条、第80条、第107条、第108条、第127条、第128条、第148条、第149条、第176条、第177条、第189条、第201条、第202条	基準内容は現行どおり

4 「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に関わる概要

条項	改正理由及び概要	基準
第59条の3	<p>○従業員の員数</p> <p>(1)生活相談員 サービス提供時間数(開始時刻から終了時刻まで)に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる生活相談員が1名以上確保されること。</p> <p>(2)看護職員 専ら通所介護サービスの提供に当たる看護職員が1名以上確保されること ※10人以下の場合は、サービス提供時間数に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が1名以上確保されること</p> <p>(3)介護職員</p>	従うべき基準(国の基準どおり)

	<p>サービス提供時間数(平均提供時間数)に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる介護職員が所定の人数確保されること(従業員の員数にかかわらず)。</p> <p>①利用者数が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15人まで…1人 ・16人以上…15人を超える部分の利用者の数を5で除した数に+1 <p>②単位ごとに介護職員を常時1人以上従事させること。</p> <p>(4)機能訓練指導員 1名以上確保されること。</p>	
第59条の4	<p>○管理者 常勤の管理者を置くこと。同一敷地内の場合は、支障のない範囲で他事業所等と兼務可。</p>	従うべき基準(国の基準どおり)
第59条の5	<p>○設備及び備品等 次の号の設備備品等を備えなければならない。</p> <p>(1)食堂及び機能訓練室 合計した面積(内法実測)が3㎡×利用定員以上の面積を有すること。</p> <p>(2)相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏洩しないように配慮されていること。</p> <p>(3)事務室</p> <p>(4)消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p>	従うべき基準(国の基準どおり)
第59条の7	<p>○利用料等の受領 利用者から徴収することができる利用料及び費用</p> <p>(1)利用料 「法定代理受領サービス」・・・介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額 「法定代理受領サービス以外」・・・介護報酬告示上の額(1.0割)</p> <p>(2)通常の実施地域以外に居住する利用者の送迎</p>	参酌すべき基準(国の基準どおり)

	<p>費用</p> <p>(3)時間延長料金</p> <p>(4)食費</p> <p>(5)おむつ代</p> <p>(6)その他日常生活費</p>	
第59条の8	<p>○指定地域密着型通所介護の基本取扱方針</p> <p>利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し計画的に行うとともに、質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p>	参酌すべき基準(国の基準どおり)
第59条の9	<p>○指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針</p> <p>利用者が住み慣れた地域での生活ができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ適切に行う。</p>	参酌すべき基準(国の基準どおり)
第59条の10	<p>○地域密着型通所介護計画の作成</p> <p>管理者は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域密着型通所介護計画を作成し、その内容を利用者・家族へ説明し、同意を得た上で交付すること。</p> <p>※地域密着型通所介護計画に記載すべき事項</p> <p>①機能訓練等の目標</p> <p>②目標を達成するための具体的なサービス内容等める。</p>	参酌すべき基準(国の基準どおり)
第59条の11	<p>○管理者の責務</p> <p>管理者は次の責務を負う。</p> <p>(1)利用の申し込みに係る調整</p> <p>(2)業務の実施状況の把握</p> <p>(3)その他管理を一元的に行う</p> <p>(4)従業者に運営基準を遵守させるために必要</p>	参酌すべき基準(国の基準どおり)
第59条の12	<p>○運営規定</p> <p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2)従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3)営業日及び営業時間</p> <p>(4)指定地域密着型通所介護の利用定員</p>	参酌すべき基準(国の基準どおり)

	<p>(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>	
第59条の13	<p>○勤務体制の確保等</p> <p>利用者に対し適切なサービスを提供できるよう職員の勤務体制を確保しなければならない。等</p>	参酌すべき基準(国の基準どおり)
第59条の14	<p>○定員の遵守</p> <p>利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。</p>	参酌すべき基準(国の基準どおり)
第59条の15	<p>○非常災害対策</p> <p>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	参酌すべき基準(国の基準どおり)
第59条の16	<p>○衛生管理等</p> <p>利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	参酌すべき基準(国の基準どおり)
第59条の17	<p>○地域との連携等</p> <p>利用者、利用者の家族、地域住民の代表者(町内会役員・民生委員・老人クラブ代表等)、市職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会「運営推進会議」を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。等</p>	参酌すべき基準(国の基準どおり)
第59条の18	<p>○事故発生時の対応</p> <p>利用者が安心して指定地域密着型通所介護の</p>	参酌すべき基準(国の基

	<p>提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたもの。</p> <p>また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたもの。</p>	<p>準どおり)</p>
	<p>○記録の整備</p> <p>地域密着型通所介護事業者は、以下の記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録</p> <p>(2) 利用者に対する地域密着型通所介護の提供に関する記録</p> <p>ア 地域密着型通所介護計画</p> <p>イ 具体的なサービス内容等の記録</p> <p>ウ 利用者に関する市への通知に関する記録</p> <p>エ 利用者からの苦情の内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>カ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>※上記の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	<p>参酌すべき基準(国の基準どおり)</p>

平成28年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書 (H28.10月分)

項 目		H28.10 (A)	H27.10 (B)	対前年比 A/B	累 計 (C)	前年累計 (D)	対前年比 C/D	H28予算額等 (E)	対予算比 C/E
患 者 数	入院1日平均	165.7人	173.5人	95.5%	172.8人	175.5人	98.5%	180.0人	96.0%
	外来1日平均	408.8人	422.8人	96.7%	404.0人	428.3人	94.3%	450.0人	89.8%
	入院患者数	5,136人	5,378人	95.5%	36,984人	37,554人	98.5%	65,700人	56.3%
	外来患者数	8,175人	8,879人	92.1%	57,779人	61,678人	93.7%	109,350人	52.8%
病 床 稼 働 率		77.1%	80.7%	/	80.4%	81.6%	/	83.7%	/
平 均 在 院 日 数		15.2日	14.0日	108.6%	14.9日	14.8日	100.5%	/	/
医 業 収 益 <small>(入院収益、外来収益のみ)</small>	入 院	179,224千円	198,378千円	90.3%	1,286,740千円	1,301,621千円	98.9%	2,332,180千円	55.2%
	外 来	80,056千円	84,068千円	95.2%	530,101千円	545,060千円	97.3%	1,016,881千円	52.1%
	計 (A)	259,280千円	282,446千円	91.8%	1,816,841千円	1,846,681千円	98.4%	3,349,061千円	54.2%
医 業 費 用	職員給与費	130,831千円	126,421千円	103.5%	973,500千円	1,002,941千円	97.1%	2,099,963千円	46.4%
	材 料 費	63,388千円	63,878千円	99.2%	436,707千円	422,825千円	103.3%	790,370千円	55.3%
	経費ほか	49,730千円	47,260千円	105.2%	357,459千円	326,224千円	109.6%	645,672千円	55.4%
	減価償却費等	43,778千円	38,229千円	114.5%	306,443千円	267,610千円	114.5%	483,609千円	63.4%
	計 (B)	287,727千円	275,788千円	104.3%	2,074,109千円	2,019,600千円	102.7%	4,019,614千円	51.6%
医業(料金)収支比率	(A) / (B)	90.1%	102.4%	/	87.6%	91.4%	/	83.3%	/

※ 患者数は概数であり変更の可能性があります。

山陽小野田市民病院経営管理改善支援事業の進め方について（案）

○タイムスケジュール

- 12月22日 本会議 補正予算議決
- 12月26日 公募をHPにアップ
- 1月11日 業者申込締め切り
- 1月18日 書類提出締め切り
- 1月20日 プロポーザル審査日（第一候補者決定）
- 1月25日 決裁及び委託契約締結

平成 28 年 12 月 7 日

山陽小野田市
公立保育所再編基本計画(案)

平成 28 年 月

山陽小野田市

はじめに

全国的に人口減少・少子高齢化が進行していますが、この傾向は本市も例外ではありません。これらの現象は、地域経済の縮小やまちの活力低下を引き起こす重大な問題であり、国・地方に共通の克服すべき課題です。

人口減少・少子高齢化が進む一方で、核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態の多様化等が進み、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。

このような状況の中、市では、平成27年3月に「山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な視点から子育て支援施策を推進しています。また、平成28年3月には「山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、安心して子育てができる総合的な環境づくりに取り組んでいます。

安心して子育てができる総合的な環境づくりとして、“結婚・子育て支援の推進”、“仕事と子育ての両立支援”、“妊娠・出産・健やかな成長のための保健医療サービスの充実”、“子どもを守る取組の推進”を位置づけています。

その具体的な取組の一つとして、子どもたちが日中安心・安全に過ごすことができる保育体制の整備・充実を図り、保育環境を充実させることを掲げ、市内総ぐるみで子育て世代を支援することとしています。

現在、市内には私立保育所が12園、公立保育所が5園ありますが、公立保育所は定員超過や定員割れ、施設の老朽化、進入路や保育スペースが狭隘であるなどの課題を抱えています。

子どもたちが安全で快適に過ごすことができる環境を整備することは、行政の重要な役割です。

本計画は、公立保育所の現状や課題を整理し、適切な保育環境を整備するための方針を定めるものとして策定するものです。

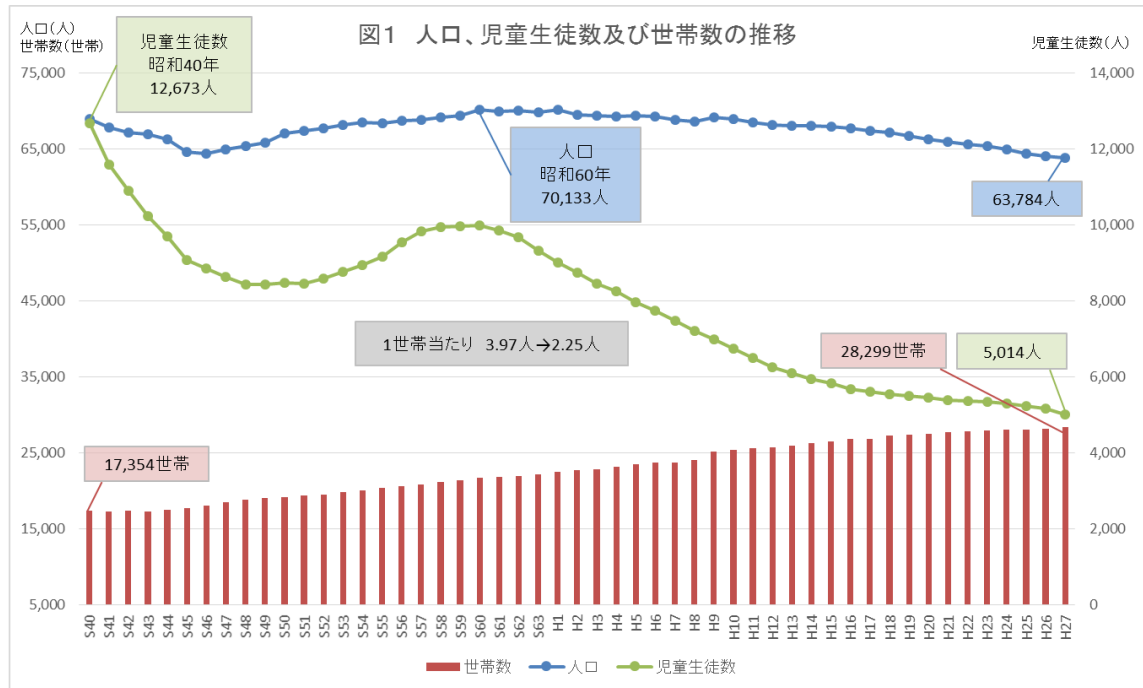
目 次

第1章	現状	3
1	人口推移	3
2	就学前児童数の推移	5
3	施設から見た保育所の現状	6
4	児童数から見た保育所の現状	8
第2章	将来見込み	9
1	人口の将来見通し	9
2	保育所入所児童数等の将来見込み	10
第3章	公立保育所を取り巻く課題と再編の方針	11
1	公立保育所の必要性	11
2	公立保育所の課題と再編の必要性	11
3	公立保育所再編の基本的方針	13
4	定員の設定	14
5	まとめ	16
第4章	スケジュール	18

第1章 現状

1 人口推移

本市の住民基本台帳人口及び世帯数、教育統計による児童生徒数（小学校及び中学校の生徒数）の推移は図1のとおりです。



※人口及び世帯数は10月1日時点。

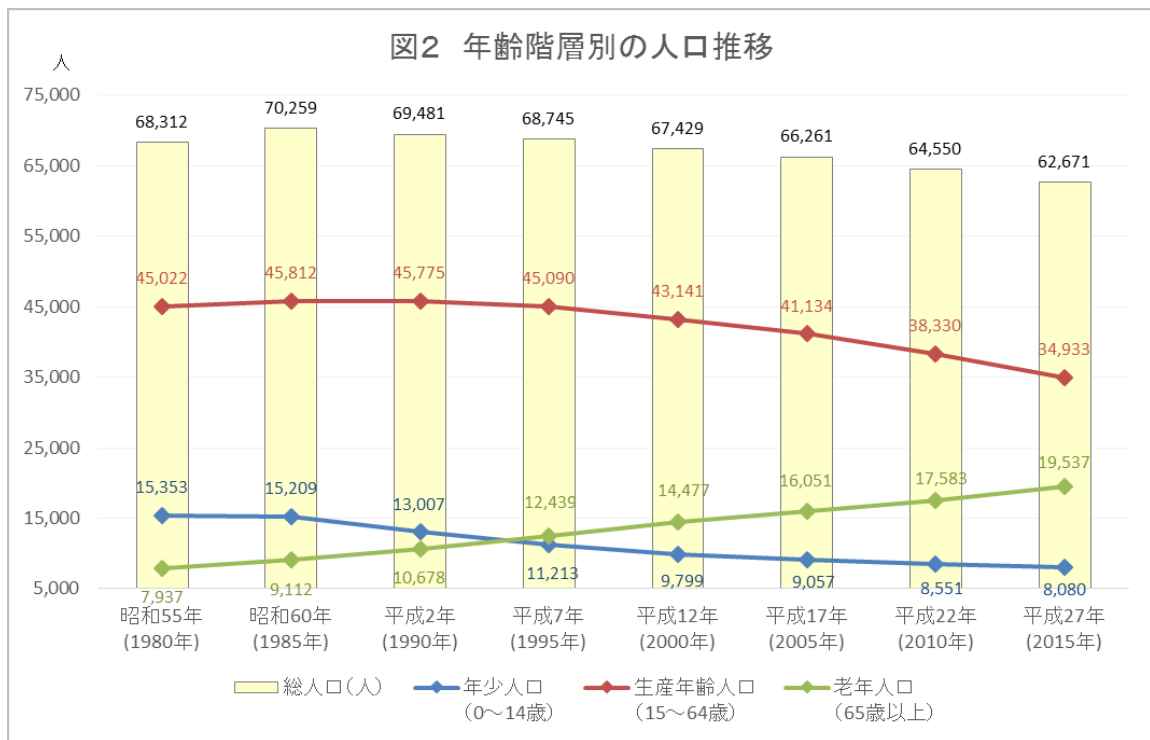
人口は、昭和60年の70,133人をピークに減少傾向が続いており、平成27年では63,784人となっています。

児童生徒数は、昭和40年の12,673人から平成27年には5,014人となり、大幅に減少しています。

一方、世帯数は昭和40年以降一貫して増加傾向にあります。

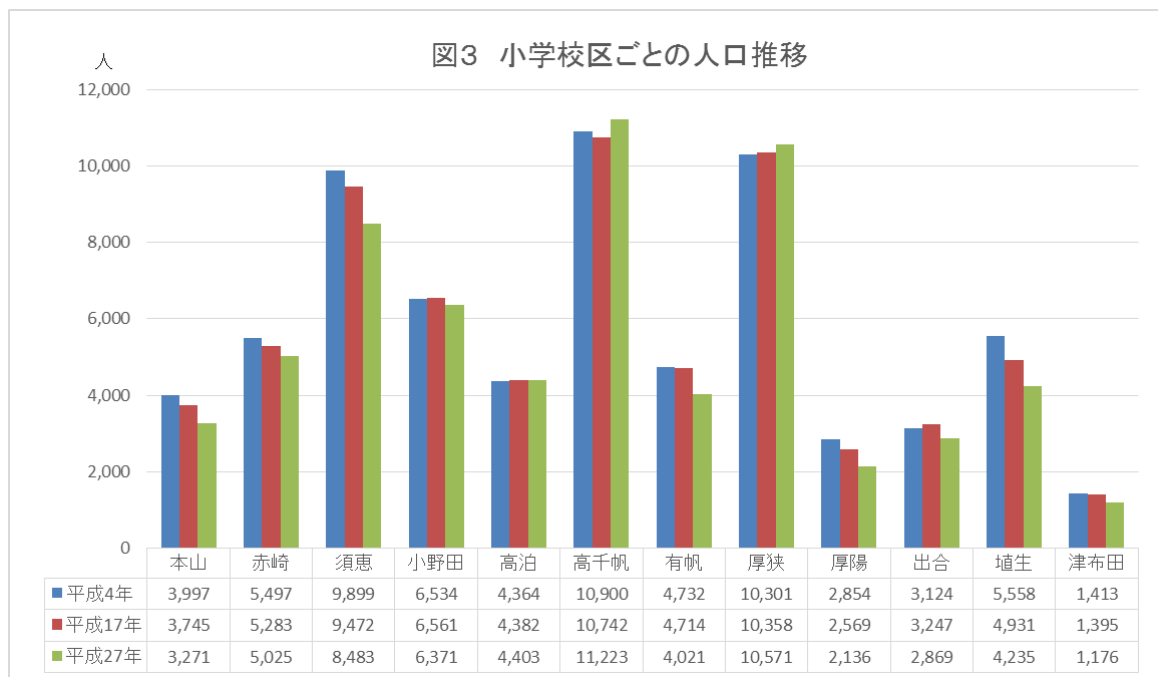
人口減少と世帯数の増加は、1世帯当たりの人員減少、つまり核家族化を引き起こし、世帯あたりの人数は、昭和40年の3.97人から平成27年には2.25人となっています。

図2は、昭和55年以降の国勢調査の年齢階層別人口推移を示したものです。



生産年齢人口及び年少人口が減少し、老年人口が増加しており、本市でも少子高齢化が進んでいることが分かります。

図3は、小学校区ごとの人口推移を示したものです。

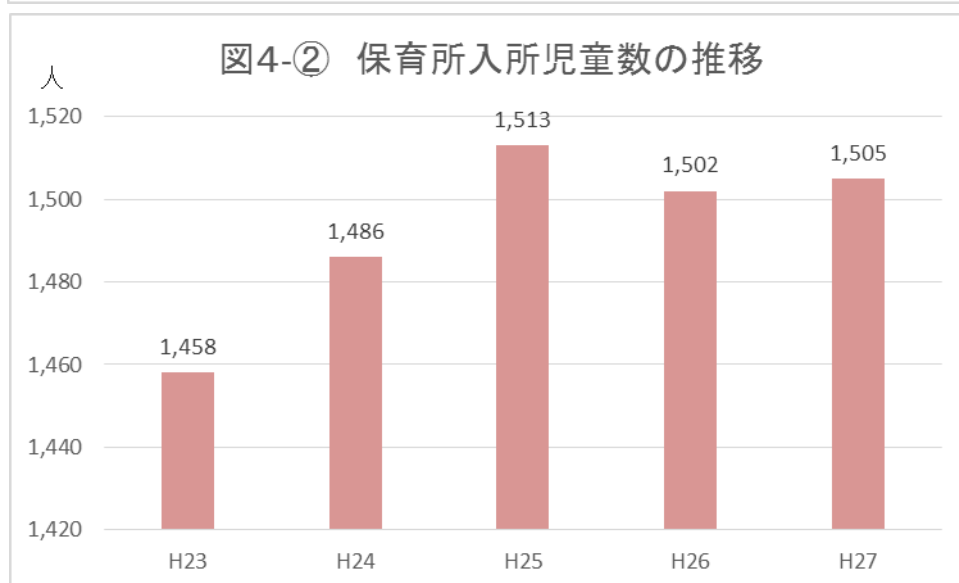
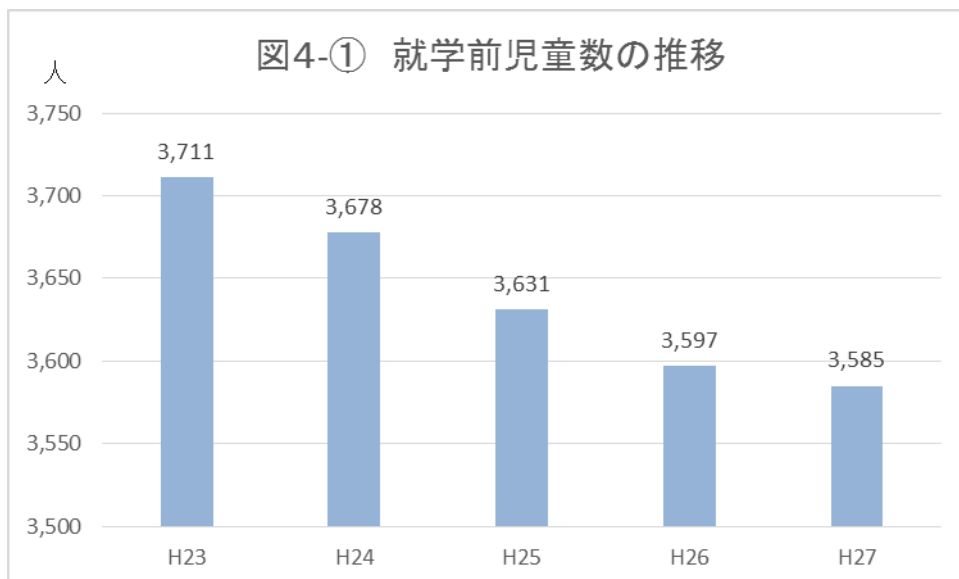


※住民基本台帳より（10月1日時点。）。

高泊、高千帆及び厚狭小学校区で人口が増加しています。

2 就学前児童数の推移

本市の就学前児童数及び保育所入所児童数の推移は図4のとおりです。



※就学前児童数は住民基本台帳（3月末時点）より。

保育所入所児童数は保育台帳（3月末時点）より。

就学前児童数が年々減少している一方で、保育所入所児童数は増加傾向にあります。

これは、女性の社会進出等に伴う共働き世帯の増加や核家族化の進行等により、保育所の需要が増加しているためと考えられます。

3 施設から見た保育所の現状

本市の公立保育所の整備状況は、図5のとおりです。

図5 公立保育所の整備状況

	定員	校区	建築年月	築年数	敷地面積	延床面積	構造	備考
日の出保育園	120人	高千帆	昭和50年4月	41年	3,254㎡	886㎡	RC・S 平屋	昭和54年 改修 平成12年 事務室ほか整備
出合保育園	120人	出合	昭和51年9月	40年	2,495㎡	622㎡	RC・S 平屋	平成3年 増築
下津保育園	60人	厚狭	平成3年4月	25年	2,487㎡	408㎡	W 平屋	平成12年 増築
厚陽保育園	60人	厚陽	昭和47年4月	44年	3,347㎡	644㎡	RC 平屋	平成19年 改修
津布田保育園	45人	津布田	昭和49年5月	42年	2,106㎡	380㎡	RC 平屋	平成24年 床改修

※ R C : 鉄筋コンクリート造、 S : 鉄骨造、 W : 木造

公立保育所はいずれも平屋建てで、下津保育園を除いた4園は、鉄筋コンクリート造の築40年以上が経過した建物です。下津保育園は木造の築25年の建物です。いずれの施設でも、経年に伴う老朽化が見られます。

図6は、小野田地区と山陽地区の保育所数や入所児童数を示したものです。

図6 地区別の保育所の設置状況

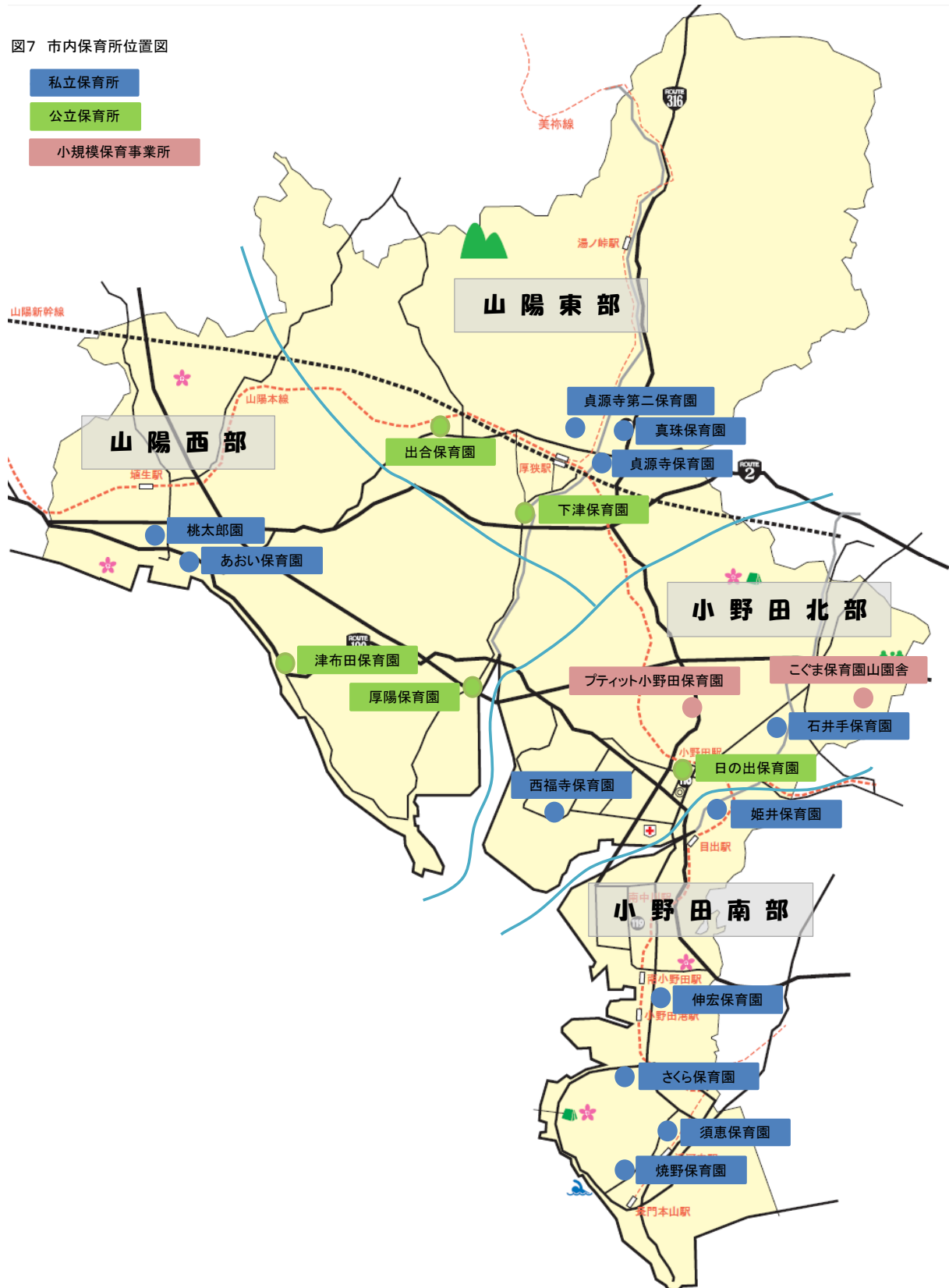
地区	人口(人)		保育所数(か所)			定員(人)			入所児童数(人) (H23~H27の平均)		
		比率	私立	公立	計	私立	公立	計	私立	公立	計
小野田	42,602	67%	7	1	8	770	120	890	810	139	949
山陽	20,851	33%	5	4	9	310	285	595	334	209	543
合計	63,453	100%	12	5	17	1,080	405	1,485	1,144	348	1,492

※人口は、住民基本台帳（平成28年3月末時点）より。

入所児童数は、毎年度3月末時点の平均値。

小野田地区と山陽地区とを比較してみると、定員や入所児童数は人口比率にほぼ比例して小野田地区が多いものの、公立保育所の施設数は、山陽地区が多くあります。

図7 市内保育所位置図



4 児童数から見た保育所の現状

平成23年度から平成27年度までの公立保育所入所児童数の推移は図8のとおりです。

図8 公立保育所の入所児童数 単位:人

	定員	H23	H24	H25	H26	H27	平均	入所率
日の出保育園	120	134	138	150	140	135	139	116.2%
出合保育園	120	59	66	69	74	79	69	57.8%
下津保育園	60	62	56	66	63	69	63	105.3%
厚陽保育園	60	45	50	51	47	50	49	81.0%
津布田保育園	45	32	31	24	26	27	28	62.2%
合計	405	332	341	360	350	360	348	85.9%

※各年度3月末時点。

定員を超えて保育をしているのは、日の出保育園と下津保育園で、その他の保育所では定員を下回る状況が続いています。

また、図9は、平成23年度から平成27年度までの各公立保育所の年齢別入所児童数の平均を示したものです。

図9 年齢別入所児童数 単位:人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
日の出保育園	10	18	22	28	29	32	139
出合保育園	8	10	11	14	13	13	69
下津保育園	6	9	9	13	12	14	63
厚陽保育園	6	7	8	9	9	10	49
津布田保育園	2	3	5	6	6	6	28
合計	32	47	55	70	69	75	348

全国的に問題となっている待機児童について、本市では平成27年度、平成28年度ともに年度当初の時点ではゼロでした。

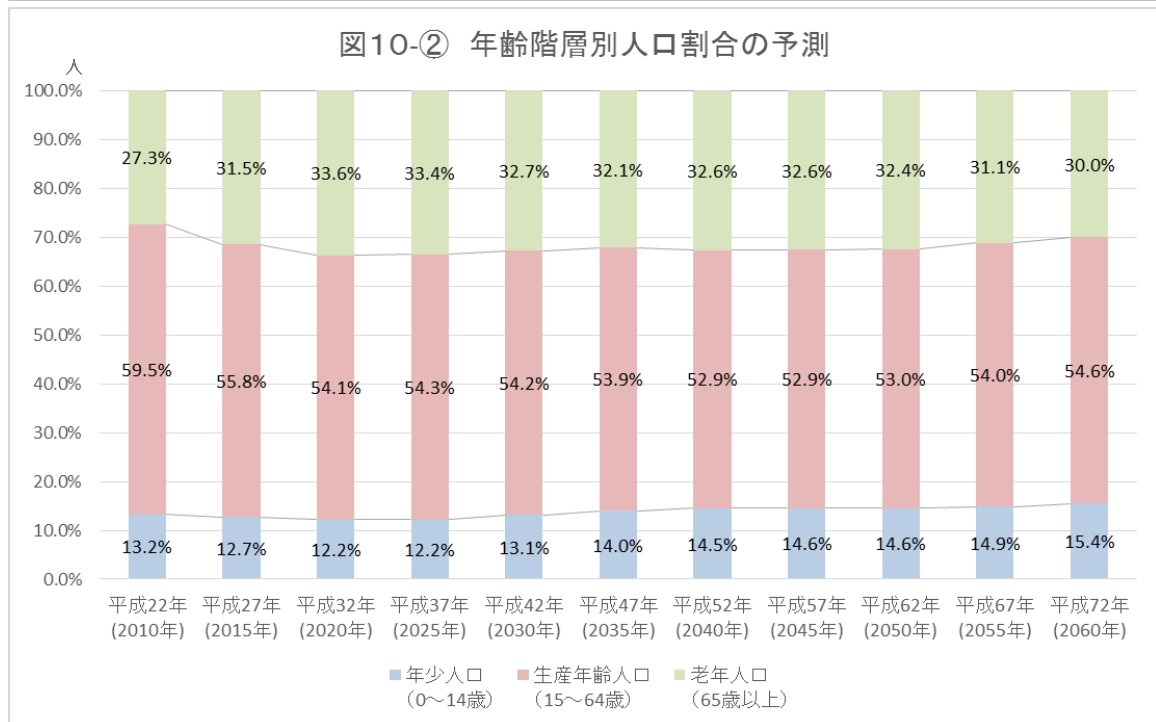
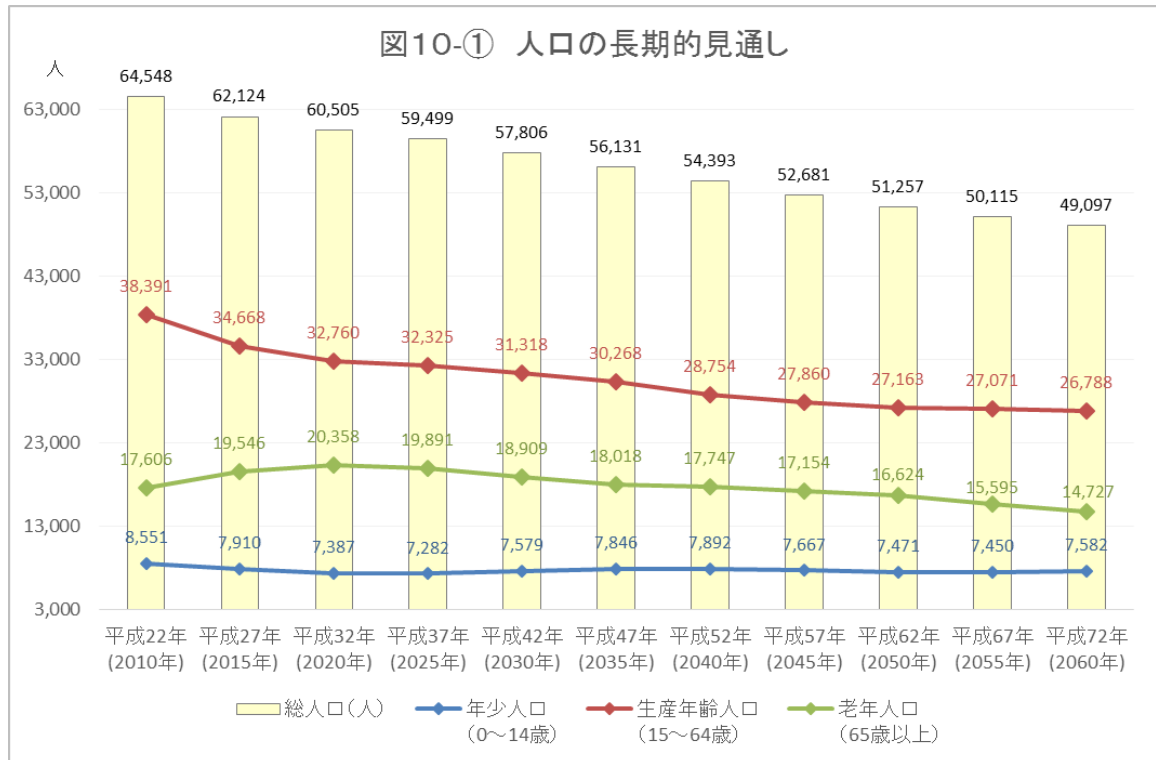
しかし、年度途中の申し込みが増えるにつれて、すべての入所希望に対応できなくなり、平成27年度は9月の時点で32人（小野田地区21人、山陽地区11人）、3月末の時点で52人（小野田地区31人、山陽地区21人）の待機児童が発生しました。また、平成28年度は、10月の時点で9人（小野田地区5人、山陽地区が4人。すべて0歳児。）の待機児童が発生しています。

平成28年度の待機児童数が平成27年度と比べて減少したのは、平成28年度に2か所の小規模保育事業所を整備したことが一つの要因と考えられます。

第2章 将来見込み

1 人口の将来見通し

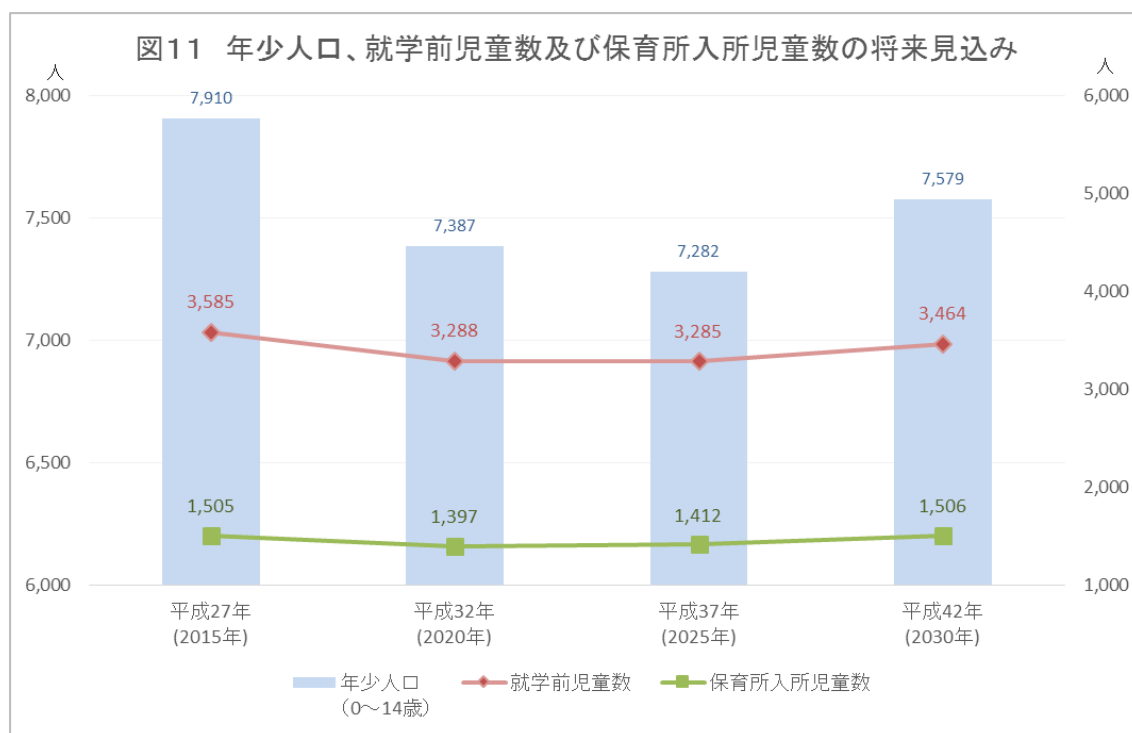
図10-①は本市の総人口と年齢階層別人口の長期見通し、図10-②はその割合の推移を示したものです(山陽小野田市人口ビジョンより)。



本市の平成27年の人口は49,097人、年少人口は7,582人と見込んでいます。市は人口減少を重要課題と捉えて、人口減少抑制策に積極的に取り組むこととしていますが、将来的な人口減少は避けることができない予測です。

2 保育所入所児童数等の将来見込み

図11は、山陽小野田市人口ビジョンをベースにして、平成23年度から平成27年度までの就学前児童数や年少人口、保育所入所児童数等の割合から算出した、就学前児童数と保育所入所児童数の将来見込みを示したものです。



これによると、年少人口、就学前児童数及び保育所入所児童数のいずれも、平成27年から平成32年までは減少する見込みとなりました。また、年少人口と就学前児童数は、平成32年から平成37年にかけて減少し、その後増加していく見込みとなりました。

一方、保育所入所児童数は、平成32年以降緩やかに増加していく見通しとなりました。

第3章 公立保育所を取り巻く課題と再編の方針

1 公立保育所の必要性

第2章で見たように、人口は今後も減少が続くと見込まれる一方で、保育所入所児童数は、平成27年から平成32年にかけて減少した後は増加に転じる見込みとなっています。それに伴い、保育需要も一定水準を保って推移していくと予想されるため、今後も市内における適切な保育サービスを確保する必要があります。

市内には、公立保育所5園と私立保育所12園が整備されています。私立保育所も公立保育所も、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、法に規定される施設基準や保育所保育指針に沿った保育が実施されています。

私立保育所が、機動性や柔軟性の面から、多様な保育サービスを積極的に提供していることを考えれば、民営化等により公立保育所を縮小していき、私立保育所による保育の提供を拡大していくことで、行政サービスの効率化が図られることが考えられます。実際に、平成21年には乳児保育園を民営化し、民間の創意工夫を生かした運営により成果が上がっています。

しかしながら、それぞれの保育所が多様な保育理念をもって運営している中、公立保育所も利用者の選択肢の一つとして確保する必要があります。

また、私立保育所では、近年の保育需要の増加に対応するため、定員いっぱいの児童の受入れが行われています。そのため、障がい児等の特に配慮が必要な児童や虐待からの避難児等の突発的な受入れのケースへの対応等は、公立保育所が積極的に行っていく必要があります。

今後も、市の責務として、公立保育所の役割や存在意義を十分に認識しながら、保育サービスの充実に努めていきます。

2 公立保育所の課題と再編の必要性

図12は、人口及び面積から、市内を4地区に分けた際の保育所の整備状況をまとめたものです。

図12 保育所整備状況

地区	入所 需要量 (A)	保育所定員 (B)		充足率 (B)/(A)
		私立保育所	公立保育所	
小野田南部	565人	私立保育所	590人	104.4%
		公立保育所	0人	
小野田北部	458人	私立保育所等	212人	72.5%
		公立保育所	120人	
山陽東部	349人	私立保育所	220人	114.6%
		公立保育所	180人	
山陽西部	133人	私立保育所	90人	146.6%
		公立保育所	105人	
合計	1,505人		1,517人	100.8%

※充足率＝保育所定員÷入所需要量

この値が大きいほど、定員が充足していることを意味します。

※入所需要量は、図11「保育所入所児童数」の平成27年の合計値を、各地区の就学前児童数の割合で按分したものです。

保育所定員の入所需要量に対する割合は、小野田北部がもっとも低く、山陽西部がもっとも高くなっています。

公立保育所が直面している課題として、日の出保育園が抱えている課題は、入所希望が多く、定員を越えた保育を行っている状況が続いており、園舎が手狭となっていることがあります。また、施設が築41年と老朽化していること、周辺が住宅地であるための騒音問題、保育所までの進入路が狭隘であるため、自動車の離合が困難であり、進入及び退出時に危険があること等があり、このため、日の出保育園については、施設規模の見直しも含めた建て替えについて検討する必要があります。

山陽地区では、これまで、現状に応じた定員の見直しが行われておらず、また、出合保育園、厚陽保育園及び津布田保育園の入所児童数は定員を下回った状況が続いており、特に、津布田保育園の入所児童数は、今後、保育所設置基準の20人を下回る状況が起こることも考えられます。さらに、いずれの施設も築40年以上が経過

しており、建設からの経年による老朽化も見られるため、保育所に通う児童の適切な保育環境実現のための施設整備について検討する必要があります。

一方、下津保育園は、築25年と比較的新しい施設ですが、木造建築物の耐用年数を既に経過しており、やはり施設の老朽化が見られます。また、入所児童数は定員を超えて推移しており、園舎が手狭な状況です。

このように、山陽地区の4園は、いずれも施設の耐用年数を過ぎており、又は過ぎようとしており、施設が老朽化し、定員を超えた園と定員を下回る園の混在により、保育所によっては、入所児童が少ないために保育士設置基準を上回る保育士を配置している等の運営の非効率が見られます。そのため、今後も良好な保育環境を確保するため、施設の建て替えを含めた統廃合による施設再編により、運営の効率化を進める必要があります。

人口減少により税収等の自主財源が伸び悩む一方、扶助費等の義務的経費は増加傾向にある中、限りある財源を有効に活用し、多様化・増大化する保育ニーズに的確に対応していくためには、限られた人的・物的資源の有効活用が必要です。そのためにも、公立保育所の再編整備に取り組んでいく必要があります。

3 公立保育所再編の基本的方針

日の出保育園は、施設規模を見直した上で建て替えを検討します。建て替え場所は、図12で示した、保育所定員の入所需要量に対する割合がもっとも低い小野田北部とします。その場合、既存の場所は住宅密集地であり、施設の建て替え時の仮園舎の設置場所が確保できないため、現地から比較的近く、一定の広さが確保できる小野田駅北側の市有地周辺を、建て替えの候補地とします。

山陽地区の公立保育所再編については、既存の公立保育所の位置関係や、近年の入所児童数の状況から、当面現在の4園を2園に統合することができると考えられます。

統合については、定員を超過している下津保育園と、定員を下回る出合保育園及び津布田保育園で施設を1園整備する形で行うこと

を基本とします。

整備する場所については、下津保育園と出合保育園のほぼ中間地点に位置し、平成27年3月に策定された「厚狭駅周辺まちづくり構想」において、保育施設や医療・介護施設の集積により、子どもから高齢者まで誰もが安心して生活できる住環境の整備を進めることが掲げられている、厚狭駅南部地区を候補地とします。

もう1園は、現状の施設規模が充足している厚陽保育園をベースとして、津布田保育園の定員を一部取り込む形で当面継続して運営し、将来的な保育ニーズの状況を見ながら、拡充又は縮小を検討していきます。

4 定員の設定

再編後の公立保育所の定員は、第1章の4で見た保育所入所児童数の実績や、第2章の2で見た保育所入所児童数の将来見通しを勘案の上、平成23年度から平成27年度の保育所入所児童数の平均値に、年度途中で発生する待機児童数を考慮して検討しました。

第1章の4で見たように、平成28年度に発生している待機児童数は、平成27年度と比べて減少し、10月の時点で9人（小野田地区5人、山陽地区4人）となっています。これに、平成27年度の待機児童の発生状況を参考にして、平成28年度末の待機児童を約15人（小野田地区約10人、山陽地区約5人）と推計しました。

また、入所申込書から分かる居住地と希望保育所との関係から、小野田地区の保育所入所がかなわなかったために、山陽地区の保育所に入所している児童が約20人いると推計し、再編後の保育所の定員を検討しました。

日の出保育園の定員は、過去5年間の入所児童数の平均値（139人）に、平成28年度末に予想される待機児童（約10人）と小野田地区の保育所への入所希望がかなわない数（約20人）を加えて、170人とします。

厚狭駅南部地区に新たに整備する保育所の定員は、出合及び下津保育園の5年間の入所児童数の平均値（132人）に、津布田保育

園の入所児童の一部（約20人）と平成28年度末に想定される待機児童（約5人）を加え、小野田地区の保育所への入所希望者（約20人）を控除した140人とします。

厚陽保育園は、津布田保育園の定員の一部を取り込むことを想定して、5年間の入所児童数の平均値（49人）に津布田保育園の入所者の一部（約10人）を加えた60人とします。

なお、これらの定員は現時点で想定される将来見込みに対応できるように設定しますが、今後の入所児童の需要量や私立保育所定員の変動等をその都度考慮し、柔軟な受入れの対応を行っていきます。

図13 再編整備後の公立保育所の定員

単位：人

	定員	年齢別の定員内訳(例)					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
日の出保育園(仮)	170	20	20	30	30	35	35
厚狭駅南部地区保育園(仮)	140	15	20	20	25	30	30
厚陽保育園	60	5	5	10	10	15	15
合計	370	40	45	60	65	80	80

再編後の公立保育所の定員を図12に反映させたものが図14です。

図14 公立保育所再編後の保育所整備状況

地区	入所需要量(A)	保育所定員(B)		充足率(B)/(A)
		私立保育所	公立保育所	
小野田南部	565人	私立保育所	590人	104.4%
		公立保育所	0人	
小野田北部	458人	私立保育所等	212人	83.4%
		公立保育所	170人	
山陽東部	349人	私立保育所	220人	103.2%
		公立保育所	140人	
山陽西部	133人	私立保育所	90人	112.8%
		公立保育所	60人	
合計	1,505人		1,482人	98.5%

※充足率＝保育所定員÷入所需要量

この値が大きいほど、定員が充足していることを意味します。

※入所需要量は平成27年の実績値に基づいています。

図11で示した保育所入所児童数の将来見込みを、再編後の定員に当てはめると、その割合は、平成32年が106.1%、平成37年が105.0%となり、10年後までの入所需要には対応できる見込みです。その後、平成42年の定員の入所需要量に対する割合は98.4%と100%を下回る予想となっていますが、今後の中長期的な状況の変化に応じて、その時々で最適な保育サービスを提供できるよう、継続して検討していきます。

再編後の状況を示した図14を、再編前の状況を示した図12と比較すると、地区ごとで見られた不均衡が改善されています。

5 まとめ

公立保育所再編の方針をまとめます。

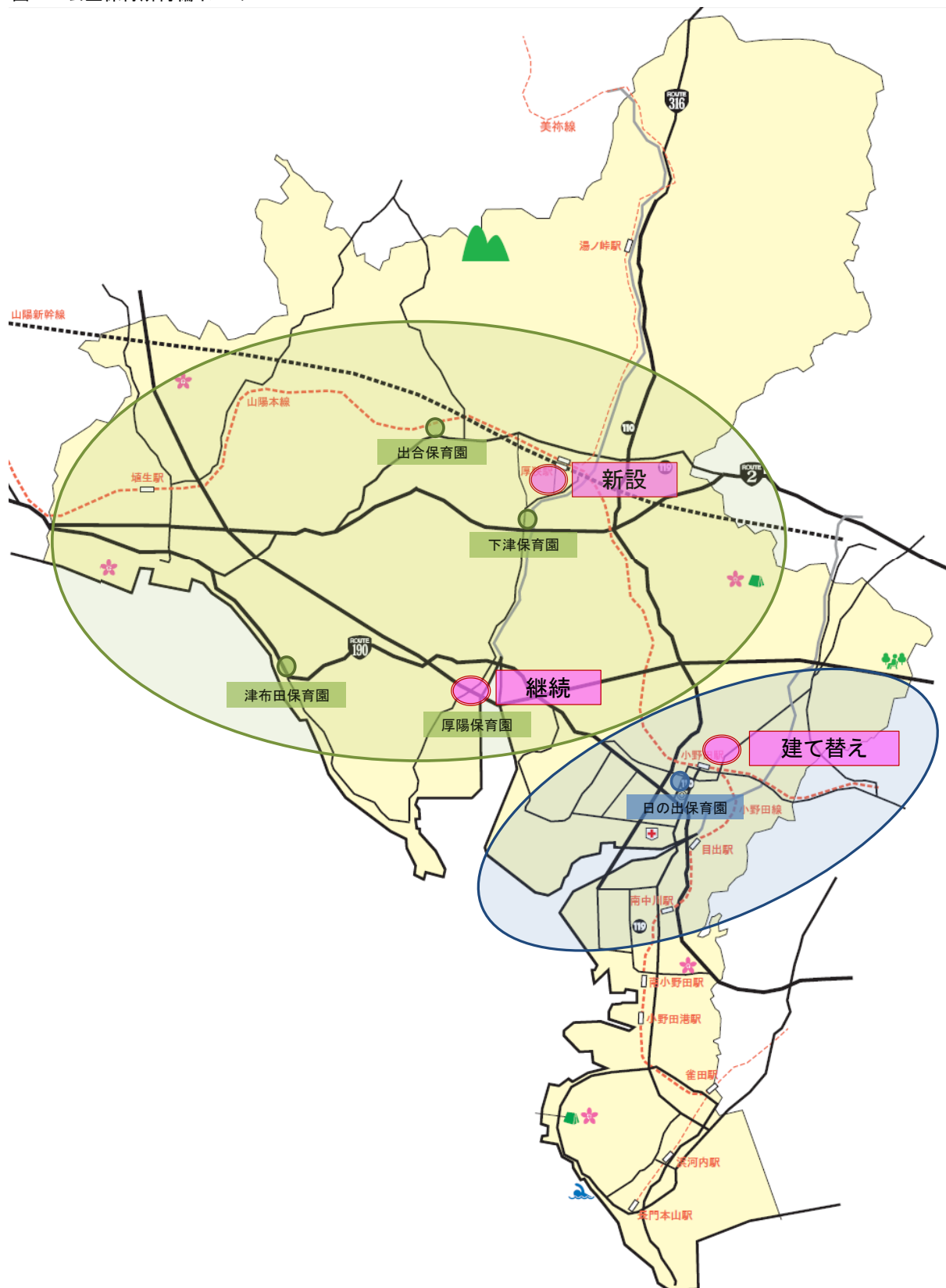
日の出保育園は、既存施設から比較的近い小野田駅北側の市有地周辺に建替えを行います。山陽地区は、厚狭駅南部地区まちづくりにおける市の先駆的な取組に歩調を合わせ、下津保育園、出合保育園及び津布田保育園の一部を統合して厚狭駅南部地区に整備し、厚陽保育園は津布田保育園の一部を統合する形で老朽化対策等の必要な整備を行いながら、当面、継続して運営します。

再編整備後の定員は、現時点で想定される将来の入所需要に対応できるよう設定しますが、今後の様々な状況に応じて柔軟な受入れの対応をしていきます。また、公立保育所では、一時預かり保育や特に配慮が必要な児童等の受入れを積極的に行い、多様化する保育ニーズに対応するとともに、今後も私立保育所との連携を図り、それぞれの役割と必要性を認識しながら、市全体の保育体制の充実に努めていきます。

図15 公立保育所再編の方針

現 在 の 状 況				再 編 案	
名 称	所 在 地	定 員	入 所 児 童 数	候 補 地	定 員
日の出保育園	日の出二丁目5-28	120人	139人	小野田駅北側市有地周辺	170人
下津保育園	大字郡2045-1 (西下津二)	60人	63人	厚狭駅南部地区	140人
出合保育園	大字山野井2746-3 (栗田)	120人	69人	大字郡3510 (古開作)	60人
津布田保育園	大字津布田1066 (東郷)	45人	28人		
厚陽保育園	大字郡3510 (古開作)	60人	49人		
合 計		405人	348人		370人

図16 公立保育所再編イメージ



第4章 スケジュール

公立保育所の再編については、本基本計画をもとにして関係機関との合意形成を図っていきます。

全体の再編整備の完成は、平成33年度～平成34年度頃を目標として、今後取組を進めていきます。

厚陽保育園は、当面現状の保育所運営を継続しますが、必要な老朽化対策については、随時実施します。

事業内容及び空き教室を利用する場合の要件等

こども福祉課

	児童クラブ	児童館
事業の目的	保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な生活及び遊びの場を与えて、その健全な育成を図る。【生活・遊びの場】	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする。【遊びの場】
設置箇所	市内12か所（各小学校区）	市内7か所（小野田地区の7小学校区）
活動内容	小学校児童の放課後における生活の場として、遊び・おやつ等により帰宅までの時間を過ごす。支援員が生活・遊びの指導を行う。	18歳までの児童や保護者が自由に来館し、児童館が実施する児童や乳幼児を持つ親子を対象としたクラブ活動に参加したり、来館者同士の交流、児童厚生員による子育て支援活動等を行う。
活動時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 14:00頃(下校)～18:00(今後19:00までとなる可能性あり) ・土曜日、長期休暇 8:30～18:00(今後19:00までとなる可能性あり) ※日曜日、祝日、年末年始は休止 	<ul style="list-style-type: none"> ・休館を除く毎日 8:30～17:00 ※木曜日、第3日曜日、祝日、年末年始は休館
教室以外の学校施設の利用	校舎出入口、廊下、トイレ、手洗い場、運動場	同左
必要な整備	<ul style="list-style-type: none"> ・工事 冷暖房設備、電話設置、廊下の間仕切り(必要な場合) ・備品 児童の机・イス、支援員の机・イス、冷蔵庫、湯沸しポット等 	同左に加えて、授乳室や乳幼児が安全に過ごせる畳等の設備

平成28年度児童クラブの現状

こども福祉課

クラブ名	実施場所	現在の受入学年	クラス数	定員 (おおむね)	4月1日時点			児童館スペースの占用	H29以降の課題(施設面)	課題(施設面)の改善予定	必要なスペース	
					入所児童数	待機児童数						
						通年	長期休暇のみ					計
須恵	児童館	1～3年	2	50	85	3	3	6	有	・児童館スペース確保	未定 (空き教室1を利用により、4～6年の受入はH29から可能な予定)	1クラス
高泊	児童館	1～3年	2	40	63	1	0	1	なし	・4～6年の受入	未定	1クラス
高千帆	児童館	1～3年	2	50	99	8	9	18	有	・4～6年の受入 ・児童館スペース確保	未定	2クラス
厚狭	専用施設	1～3年	2	80	119	15	6	21	—	・4～6年の受入	未定	1クラス
本山	児童館	1～3年	1	40	50	0	0	0	なし	—	(施設利用方法を見直し、H29から4～6年の受入開始予定)	
赤崎	児童館	1～3年	2	46	71	0	0	0	有	—	(旧児童クラブ施設の利用を学校と協議し、H29以降に4～6年受入と児童館スペース確保の予定)	
小野田	児童館	1～3年	1	40	60	1	0	1	なし	—	(施設利用方法を見直し、H29から4～6年の受入開始予定)	
有帆	児童館	1～3年	1	40	39	0	0	0	なし	—	(施設利用方法を見直し、H29から4～6年の受入開始予定)	
出合	空き教室	1～6年	1	30	31	4	3	7	—	—	—	
厚陽	空き教室	1～6年	1	30	13	0	0	0	—	—	—	
埴生	空き教室	1～6年	1	30	42	1	1	2	—	—	—	
津布田	空き教室	1～6年	1	20	13	0	0	0	—	—	—	
計			9	276	319	6	4	10				

↑ 「入所児童数」は4/1時点の登録児童数であり、このうち常時8～9割の利用がある。

新火葬場基本設計の概要をお知らせします。



※ 新火葬場イメージ図

山陽小野田市では、平成27年3月に基本計画を策定し、新火葬場建設事業を推進しています。この度、基本設計がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

今後のスケジュールにつきましても、以下のとおり合わせてお知らせします。
ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

■敷地、建物等の諸元

建設予定地	大字厚狭17番他	(現山陽斎場隣接地)
敷地面積	15,933	m ²
構造規模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)	地上2階
建築面積	約 1,639	m ²
延床面積	約 1,926	m ²
施設概要	人体炉	5基
	告別収骨室	3室
	待合室	5室
	駐車場	利用者駐車場 42台(うち、車いす使用者用3台)
		マイクロバス駐車場 4台

■今後の事業スケジュール

- ・平成28年10月現在、実施設計、造成工事を進めています。
- ・新火葬場建築工事 平成29～30年度
- ・火葬炉設備工事 平成30年度
- ・旧火葬場解体・外構工事 平成31年度
- ・新火葬場供用開始 平成31年度中

※ 本概要版に示す図面やイメージイラスト等は、今後の実施設計等で変更になる場合があります。

2 設計主旨

火葬場はこの世で生を受けた人への最後のお別れを告げる場であり、すべての人が避けて通れない死と向き合う場という意味において日常的であり、精神性、文化性が求められると考えます。

■ 死と向き合う聖なる場

人生の終焉にふさわしい尊厳と品位を持ち合わせ、かけがえのない人を送り出す場であると考えます。会葬者にとって故人の尊厳が保たれた時間と空間を共有できる、精神性をもったシンプルでやすらぎのある施設を建設します。

■ ふるさとの風景の中で送る

住み慣れたまちの風景の中で、ふるさとを思い起こしながら、故人の人生や歴史に思いをはせることのできる場としたいと考えます。「土地の記憶」を大切に、ふるさをの自然の中にあり、生命の循環を感じられる葬送空間をつくります。

■ 故人を偲び、心ゆくまでの見送りができる場

傷心の会葬者が、ほかの会葬者に気兼ねすることなく、心ゆくまでに葬送ができる場とすることが大切と考えます。遺族同士が干渉しない施設構成、一人でも静かに思い出に浸ることができる空間など、遺族の方の悲しみをやさしく包み込む空間をつくります。

■ 包容力のある施設として

直葬や家族葬など葬送の方法も多様化してきている中で、誰をもやさしく迎え入れ、受け止められる包容力のある施設とすることが大切と考えます。この地域の葬礼習慣を大切に、今後の変化にも柔軟に対応できる施設とします。

左に示す4つの考え方を実施するために、次のような建築づくりを行います。

死と向き合う聖なる場

尊厳と品位

→ 過剰なデザインを避け、年を重ねることにより美しさが増す建築デザイン

故人を偲び、心ゆくまでの見送りができる場

儀式の個別化・一体化

→ 告別・収骨ホールと待合のユニット化

ふるさとの風景の中で送る

「土地の記憶」を大切にする

→ 森林の復元・内外空間の一体化

包容力のある施設として

死や葬礼に対する考え方の多様化

→ 葬礼の儀式の変化に柔軟に対応できる空間計画



建物全体イメージ

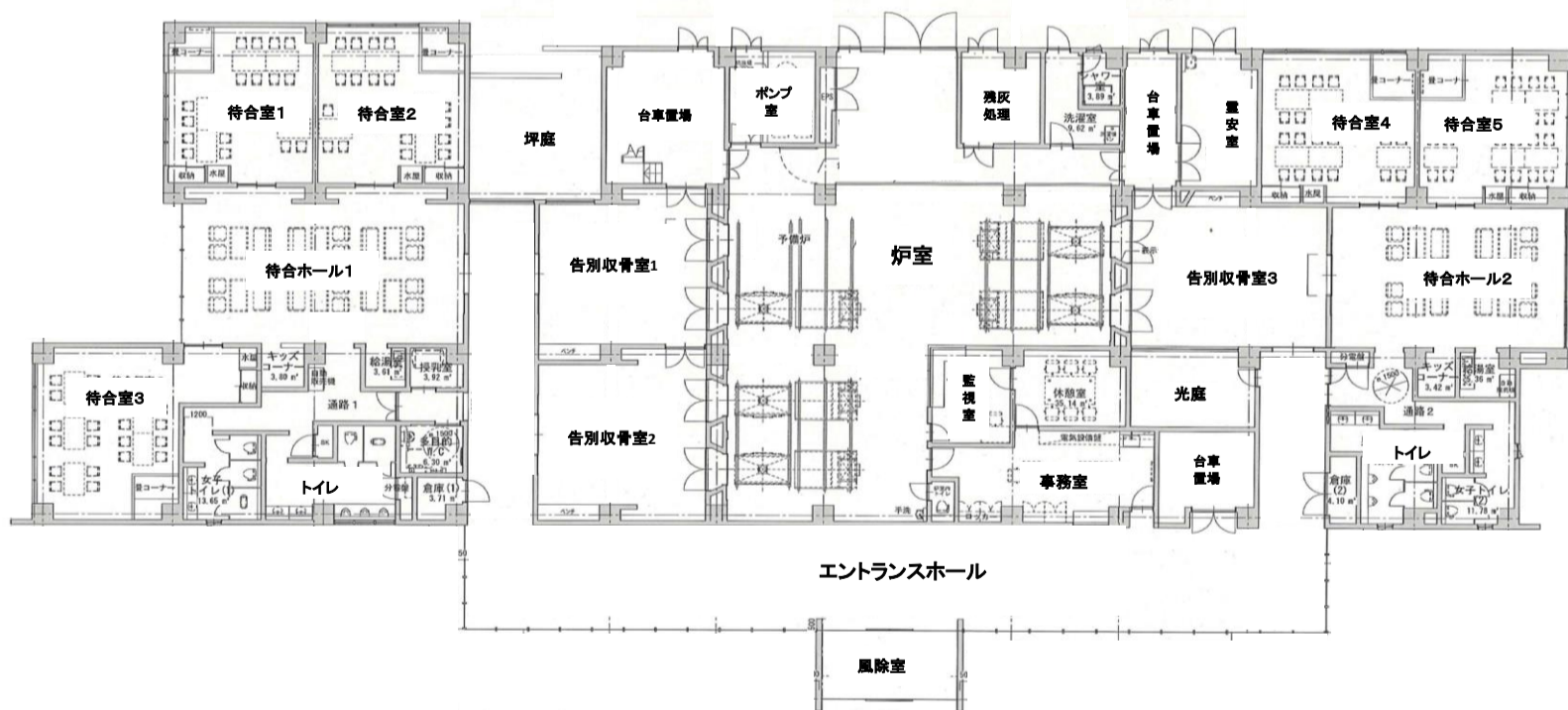
※ 本概要版に示す図面やイメージイラスト等は、今後の実施設計等で変更になる場合があります。

3 配置図及び平面図

配置図



平面図



※ 2階(機械室)の平面図は省略します。

※ 本概要版に示す図面やイメージイラスト等は、今後の実施設計等で変更になる場合があります。

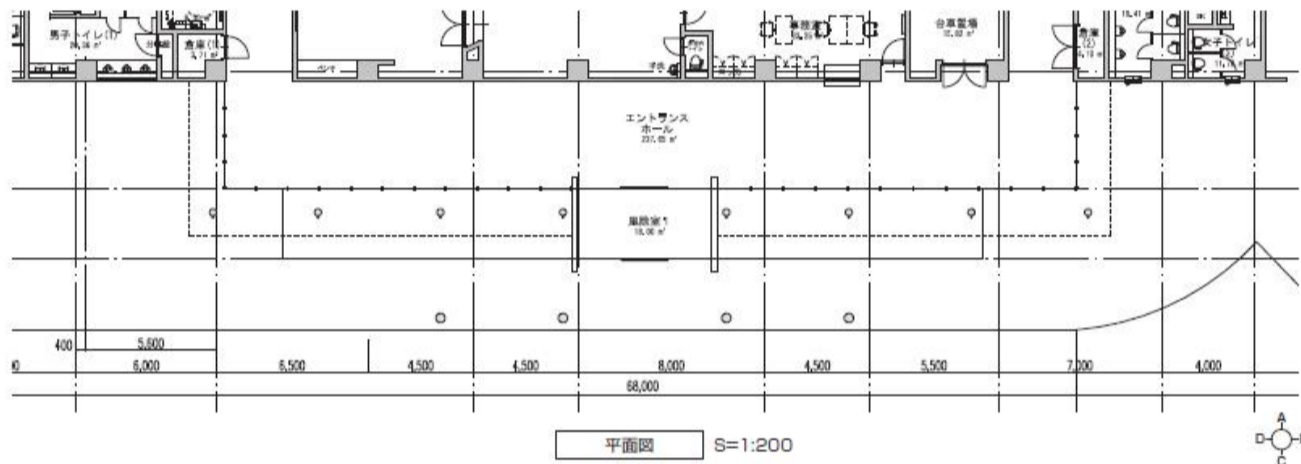
4 諸室のイメージ(エントランスホール・告別収骨室)

エントランスホール

三方をガラス張りとし、外部環境とつながる開放的な空間を作ります。大庇の上部にはトップライトを設け、採光と自然排煙を兼ねさせます。



イメージバス



エントランスホールの主要な仕上げ



壁：タイル

エントランスホールに面する大壁面は、内外を同素材であるタイルとします。外部と内部が同素材で連続することで、のびやかな空間を演出します。また、タイルによる自然な焼きムラが壁面に表情を与えます。

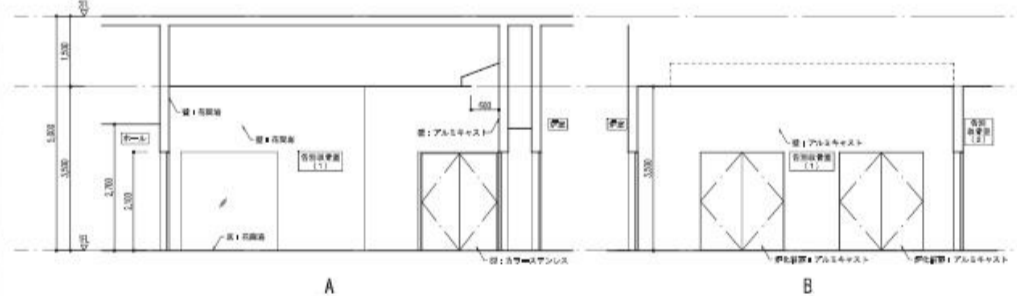
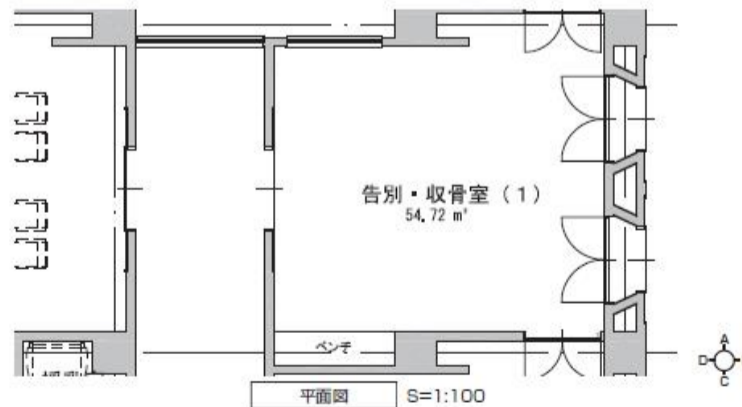


床：石材

床材は台車が頻繁に往来することから、硬度の高い花崗岩を選定します。また、会葬者が滑らないように表面処理を施します。

告別収骨室

告別・収骨室1及び告別・収骨室3ともに坪庭を通じて、外部環境と接する空間としている。四季の移り変わりや、その日の風景を感じながらお見送りができる空間としている。



告別・収骨室の主要な仕上げ



壁：石材

耐久性に優れた石本来がもつ風合いを生かし、選り抜いたデザインを選び、会葬者に寄り添うような空間づくりを行います。



壁：アルミキャスト

アルミキャストにより、その土地の原風景や特色を表現し、最後のお別れの場にふさわしい設えとします。



床：石材

床材は台車が頻繁に往来することから、硬度の高い花崗岩を選定します。また、会葬者が滑らないように表面処理を施します。

※ 本概要版に示す図面やイメージイラスト等は、今後の実施設計等で変更になる場合があります。

意匠趣旨

plan-A

新設される斎場に、日本の夕日 100 選にも選ばれた山陽小野田市の美しい夕陽を印象化した壁面装飾を構想しました。

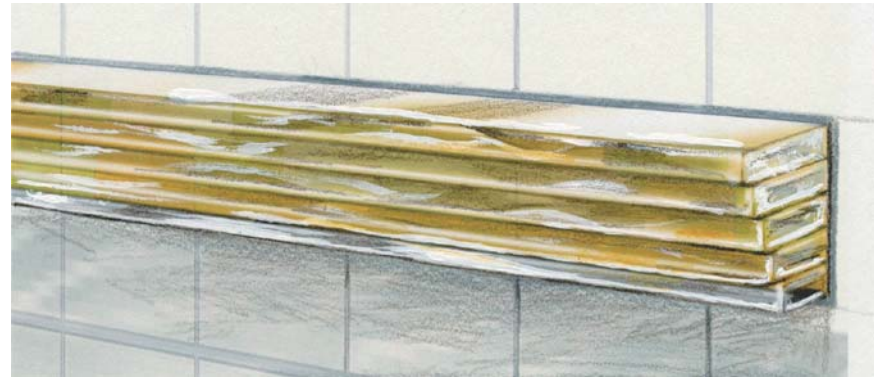
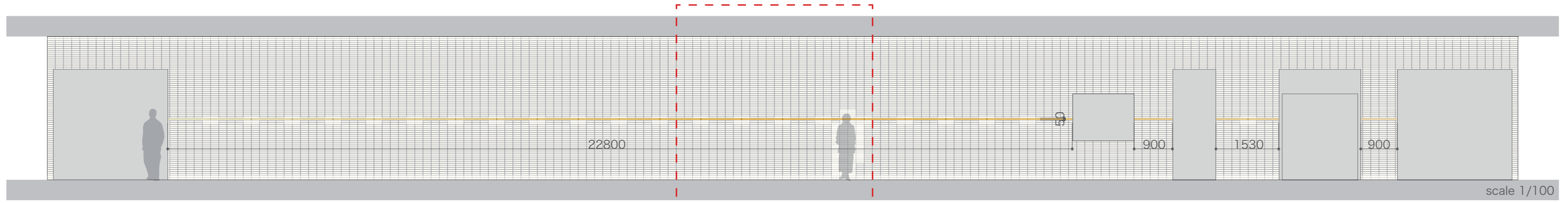
夕陽のあたたかな色調を琥珀色のガラスで表現し積層加熱溶着します。エントランスに入って正面に見える箇所には金箔を集中的に仕込み、夕日が落ちる時の輝きが広がる印象を表現します。

plan-B

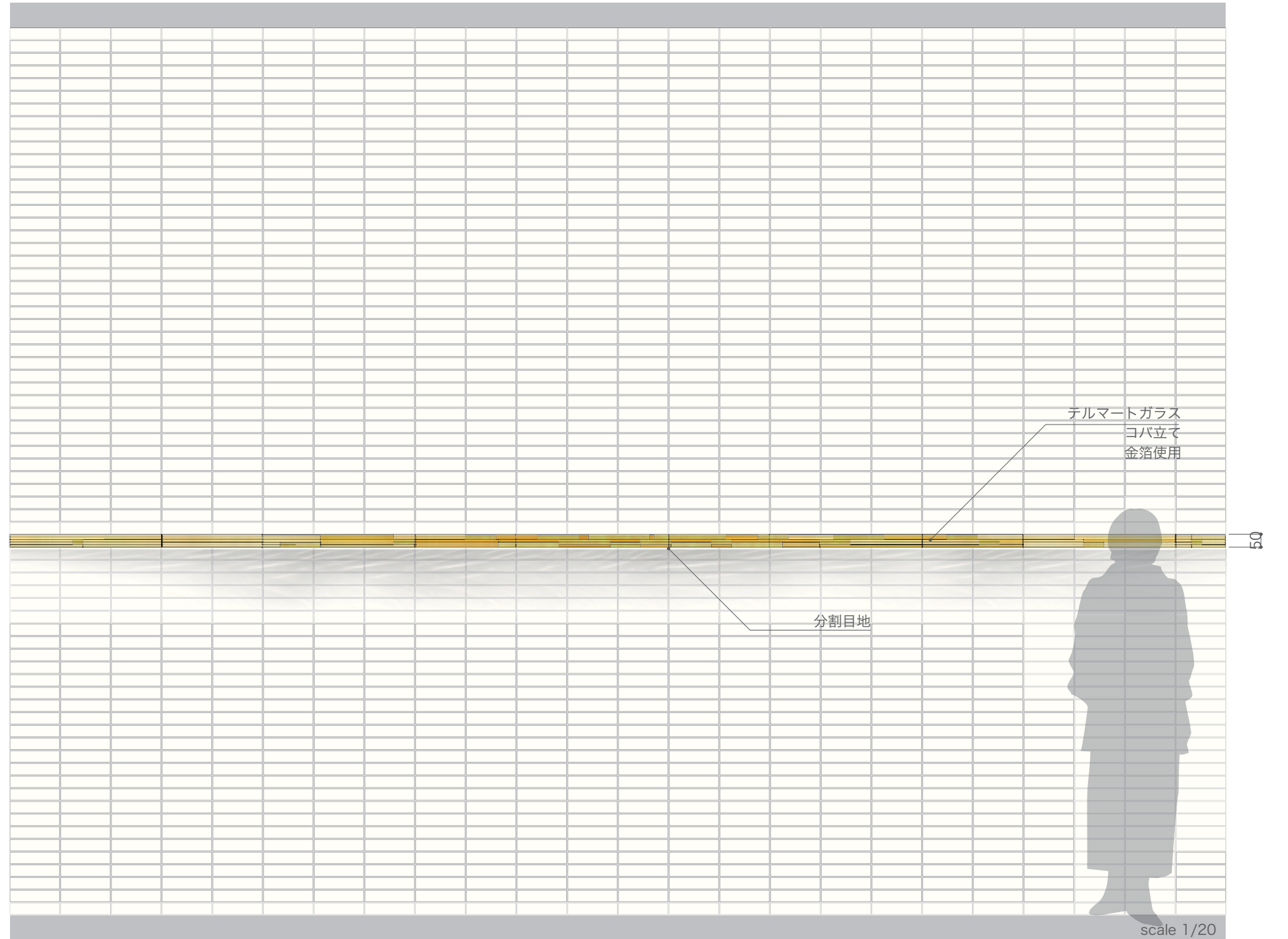
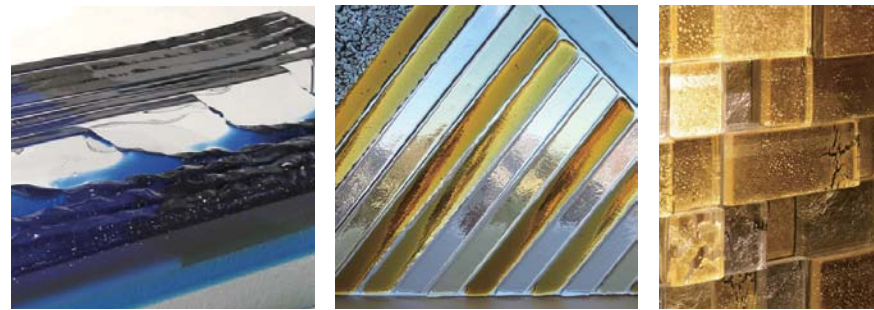
竜王山の竜神伝説をテーマに壁面装飾を構想しました。

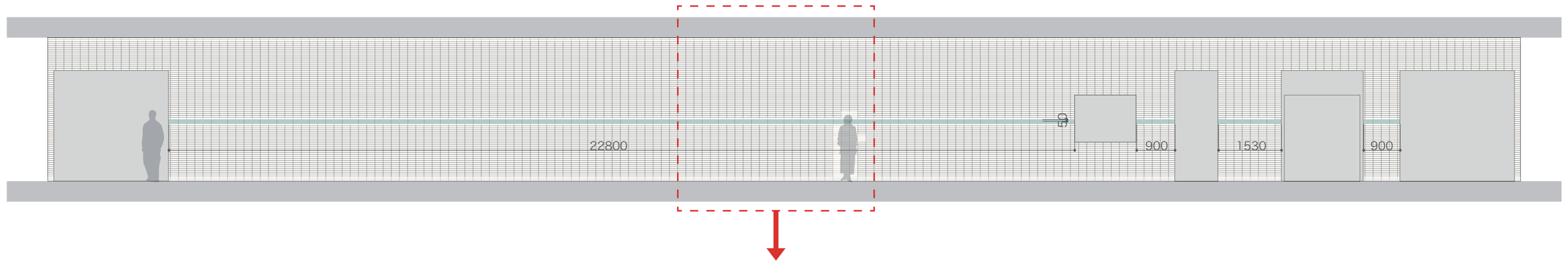
清々しい青白磁は空間に清廉な印象をもたらします。レリーフの描く曲線が竜が動くときの流れる様なうねりを表現します。



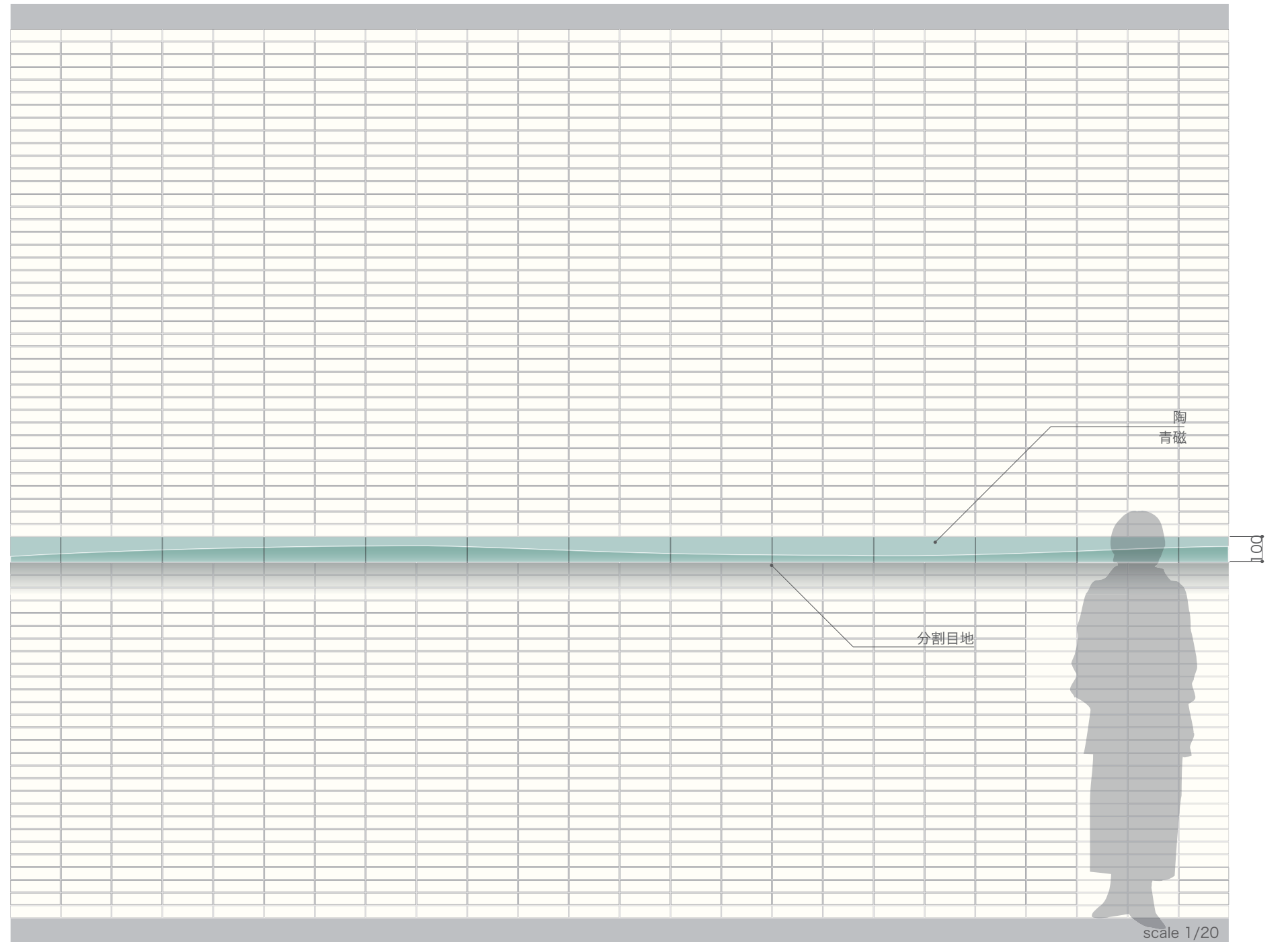
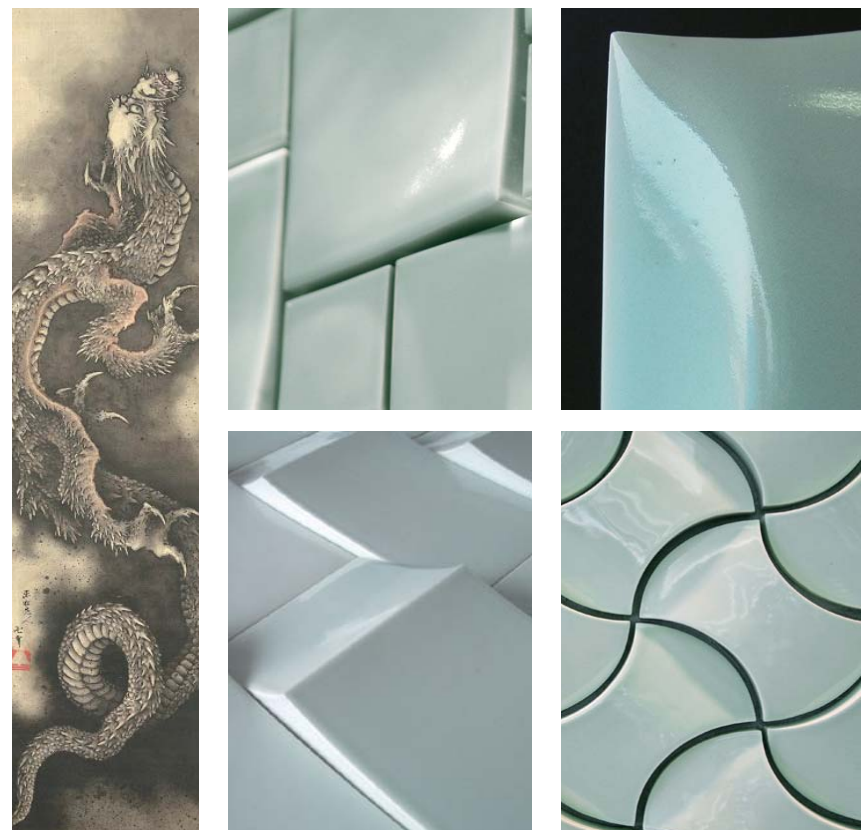


ディテールイメージ





ディテールイメージ



養護老人ホーム長生園民営化移譲先候補の決定について

健康福祉部高齢福祉課

平成28年12月8日

(移譲先候補事業所)

法人名	社会福祉法人 さわやか会
理事長名	村瀬伸二
法人所在地	下関市長府黒門南町6番55号
法人認可年月日	平成7年8月23日

(養護老人ホーム長生園民営化選考委員会による審査結果)

審査日	平成28年9月30日
委員数	6名
点数	1,641点 (1,800点満点=300点×6人)
得点率	91.17%

【選考後のスケジュール】

平成28年10月7日(金)	移譲先候補をホームページで公表 〃 報道機関に記者発表
10月～	移譲に向けた協議開始
2月	長生園定例議会(補正予算、解散議案)
3月	宇部市、山陽小野田市議会で解散議案上程 補正予算上程
平成29年4月1日	移譲先法人による運営開始

慈愛の心・尊厳を守る
お客様第一主義

社会福祉法人

さわやか会

理事長 村瀬 伸二

多くの事業所が連携する総合的な介護サービスで
どのような方にも対応いたします。

■ ケアハウス

■ 居宅介護支援センター

■ デイサービス

■ ショートステイ

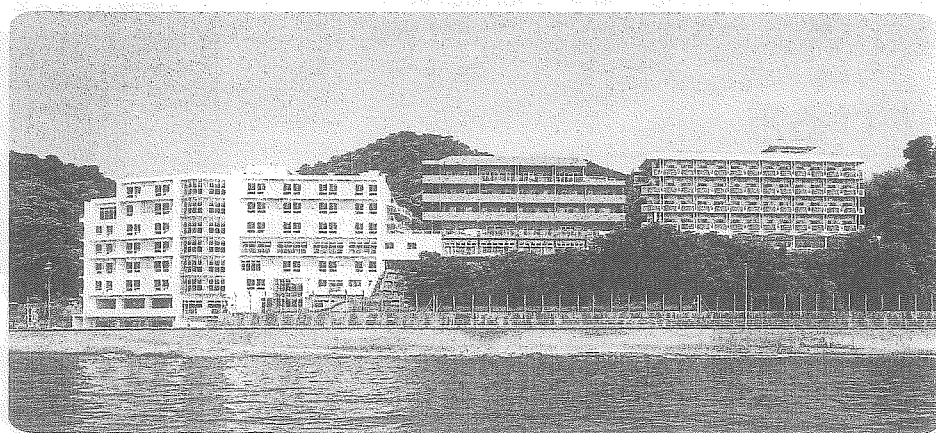
■ ホームヘルプ

■ グループホーム

■ 訪問入浴

■ 介護付有料老人ホーム

■ 住宅型有料老人ホーム



さわやか会の基本理念

長年の介護事業で培った豊かな
経験と実績で、快適で安心な
生活を応援いたします。

慈愛の心
尊厳を守る
お客様第一主義

さわやか会のシンボルフラワーです。



ハーブ ~あなたを待っています・期待・優美
はまゆり ~あなたを信じます・清廉
バラ ~愛・あなたを尊敬します・温かい心

私ども社会福祉法人さわやか会は、「慈愛の心・尊厳を守る・お客様第一主義」を基本理念に介護に関するさまざまなサービスのご提供を行っております。また、介護の豊富な経験をもとにグループならではの十分な連携を図り、医療・看護・介護及び生活まで、ご入居者様の方々が毎日快適で心地よく安心して生活できるようご入居者様の生活をトータルサポートいたします。

ケアハウス 長府さわやか園

ケアハウス【定員50名】

限りなく「住まい」に近い軽費老人ホームで、個人の自立性・プライバシーが尊重され、その方らしい生活を送ることができます。

ご入居者様の心身機能の状況を考慮して設計されており、お食事やご入浴の準備といった基本的な生活サービスをご提供する福祉施設の機能も合わせ持っています。

また、お食事は、すべて栄養士が管理し、季節を感じられる栄養バランスのとれたメニューをご提供いたします。生活全般におきまして、お困りのことなどございましたら、専門職の生活相談員に何でもご相談いただけますので、安心した生活を送っていただけます。

ご入居いただける方

60歳以上の方(ご夫婦の場合ですと、どちらの方が60歳以下でも可)で、家庭環境や住宅事情等の理由により、お一人で自宅での生活が困難な方がご入居できます。

訪問介護

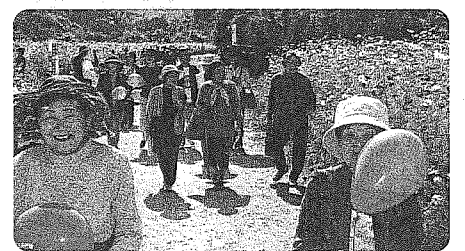
ご家庭にホームヘルパーが訪問して、身のお世話や身体介護など、お一人お一人にご満足頂けるサービスをお届けします。尚、住宅型有料老人ホーム「さわやか昇陽式番館」に、ご入居されている方もご利用できます。

訪問入浴

経験豊かな看護師1名と2名以上の介助員が、給湯設備と簡易式浴槽を配備した専用車両でご家庭に訪問し、安心して快適な入浴サービスをお届けします。

居宅介護支援センター

専門職の介護支援専門員(ケアマネジャー)が、介護サービス全般に関するご相談を受け、デイサービスや訪問介護など種々の介護サービスを組み合わせ、ご利用者様に最も適したプランをご提案します。施設入居を希望される方もご遠慮なくご相談ください。



※写真は「コスモス見学ツアー」です。



※写真は「三社参り」です。

さわやか 昇陽館

介護付有料老人ホーム【定員69名】

「さわやか昇陽館」の最大の特徴は「入居一時金」をなくしたことで、ご入居時の費用が非常に低額となり、毎月の利用料だけでご入居いただけることです。施設では、専属のケアマネジャーが生活全般を盛り込んだ個別のケアプランを作成し、サービスのご提供をいたします。

また、24時間の介護体制のもと、日中は看護師が常駐しておりますので、要介護5の方でもお受けできます。緊急時の対応も安心で、特別養護老人ホームへのご入居を順番待ちされている方にもお奨めできます。

ご入居いただける方

介護認定を受けている方ならどなたでもご入居いただけます。
(要支援1・2、要介護1～5の方)

グループホーム 【満珠(まんじゅ) 定員9名】 【干珠(かんじゅ) 定員9名】

グループホームは、発案発祥の地、スウェーデンにおいて、「認知症であっても人間の尊厳を大切にすること」という考えのもとに始まりました。1ユニット9名の入居者様と介護職員が1つのホーム(家庭)を形成して共同生活を営み、家庭的でなじみのある環境、少人数の親しみのある人間関係など、あるがままを受け入れる温かい雰囲気大切にしています。

また、各ユニットの名称は、関門海峡の沖に浮かぶ島で、天然記念物にも指定されています「満珠島」と「干珠島」から由来しています。

ご入居いただける方

要介護認定が「要支援2」または「要介護1～5」の方で、認知症の診断を受けている方が対象となります。

デイサービス

ご自宅から当館へお迎えして、入浴・食事・各種介護・機能訓練(予防介護)・レクリエーションなどのサービスが受けられます。他のご入居者様やスタッフとの交流により、「ゆとり」と「いきがい」のあるよりよい生活をサポートいたします。尚、「さわやか昇陽式番館」の住宅型有料老人ホームに入居されている方もご利用できます。

ご利用いただける方

- ・介護認定を受けておられる方
- ・下関市いきがい活動支援認定を受けておられる方
- ・身体障害者居宅生活支援を受けておられる方

ご利用者様の声

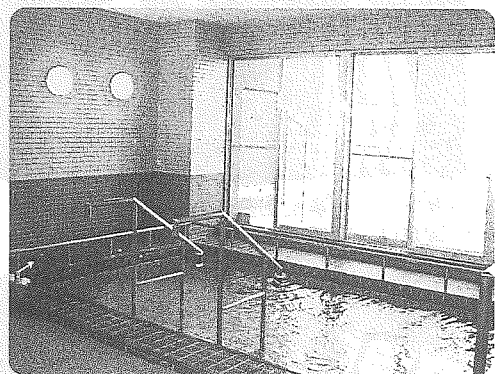
さわやか会の施設をご利用中の皆様に元気いっぱいのコメントを頂きましたので、一部をご紹介します。



ケアハウス長府さわやか園
デイサービスセンター 森本 淑 様

周りの方が皆優しくしてくれるので、いつも楽しく過ごしています。

私も皆の顔を見に行くのを楽しみにしているんですよ。デイサービスに来ているお友達もいて、毎週一緒にお話しているとあっという間に時間が過ぎてしまいます。



展望大浴場で景色を眺めながらゆったりとご入浴していただけます。



家族会を行い、ご家族との交流や情報交換を大切にしています。



介護付有料老人ホーム
さわやか昇陽館入居者 江藤 セツ子 様

スタッフはおもしろくて、いつも冗談を交えて話をしてくれます。

また、海と山に囲まれた素敵な環境で、よく日が入ってくることもあり館内は明るく、風呂場からはきれいな海が見渡せます。ここに入居して本当によかったです。

さわやか 昇陽式番館

住宅型有料老人ホーム【定員94名】

「入居一時金・敷金なし」でご入居いただけます。介護付有料老人ホーム「さわやか昇陽館」と異なる点は、ご自宅におられるのと同じように介護保険の在宅サービスを利用することができるので、日中デイサービスに行ったり、訪問介護を利用してマンツーマンの介護が受けられることです。また、施設職員が、24時間常駐しておりますので、緊急時の対応や生活相談等も万全です。

ご入居いただける方

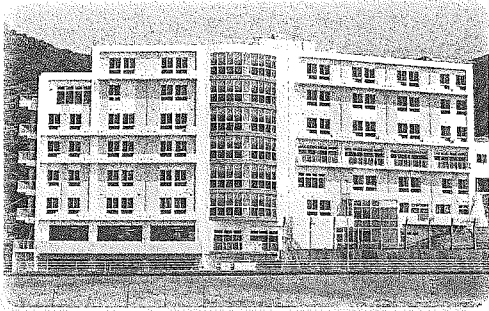
おおむね60歳以上の自立の方、介護保険法による要支援1・2、要介護1～5の方がご入居いただけます。

ショートステイ【定員20名】

在宅で介護をされている方が、一時的に介護をすることが困難なときに、居宅ケアマネジャーのケアプランに従い、短期的にご入居することができます。サービス内容はご入浴及びお食事の提供・日常生活・機能訓練・療養上のお世話などを行います。

ご利用いただける方

介護認定を受けている方ならどなたでもご利用できます。
(要支援1・2、要介護1～5の方)



四季折々の行事をお楽しみいただけます。
※写真は「紅葉見学ツアー」です。



※写真は「イモ掘り」の様子です。

リハビリ流水プール 健康増進！歩行浴槽

水の抵抗と浮力を利用して、足腰の弱い方や歩行の不自由な方のために、作業療法士の指導に基づいた運動・訓練を行います。浮力により体の負担が少ないため、安全に効果的な歩行練習が行えます。

また、強力流水を身体に受けることにより脳細胞の再生を促し、健康維持はもちろん、リハビリ効果・ストレス発散などにも効果があると報告されています。

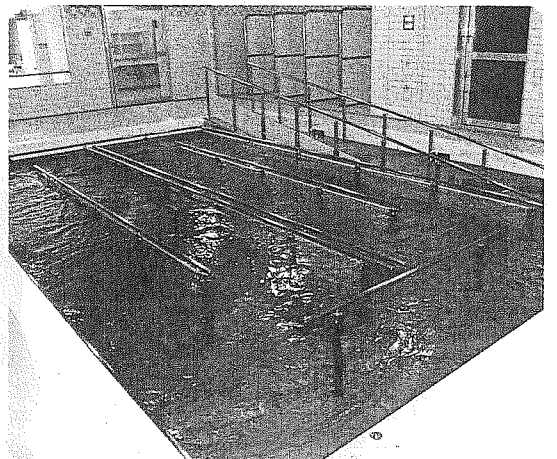
※詳細につきましては職員にお気軽にお問合せください。

適応症

- ◆心肺機能の向上
- ◆リハビリ効果
- ◆肩こり
- ◆ストレス解消
- ◆血行促進
- ◆健康維持
- ◆不眠解消

上記以外にも、腰痛・関節リュウマチ・骨折・変形性関節症・人工関節症・生活習慣病・神経疾患・筋疾患など

四季折々のふれあいと
健やかで心安らぐ生活を。



※写真は、「さわやか野方館」の流水プールです。

流水プールは、リハビリ効果・ストレス発散などに効果があると報告されています。



季節の年間イベント

日々の暮らしに、季節を感じるさまざまな行事を行っています。地域の方やお仲間と交流でき、潤いのある生活をお届けします。

1月 ・初詣・新年会 ・七草粥・誕生会	2月 ・節分会・梅の花見 ・ビデオ観賞 ・誕生会	3月 ・おひな祭 ・館外ドライブ ・誕生会
4月 ・桜の花見 ・館外ドライブ ・誕生会	5月 ・菖蒲の花見 ・昇陽神社祭 ・誕生会 ・母の日プレゼント	6月 ・紫陽花の花見 ・館外ドライブ ・誕生会 ・父の日プレゼント
7月 ・七夕祭り ・ピアガーデン ・誕生会	8月 ・夏祭り・ピアガーデン ・スイカ割り ・ソーメン流し ・誕生会	9月 ・敬老会・観音祭 ・館外ドライブ ・誕生会
10月 ・コスモス花見 ・館外ドライブ ・誕生会	11月 ・紅葉鑑賞 ・館外ドライブ ・誕生会	12月 ・忘年会・クリスマス会 ・餅つき ・誕生会

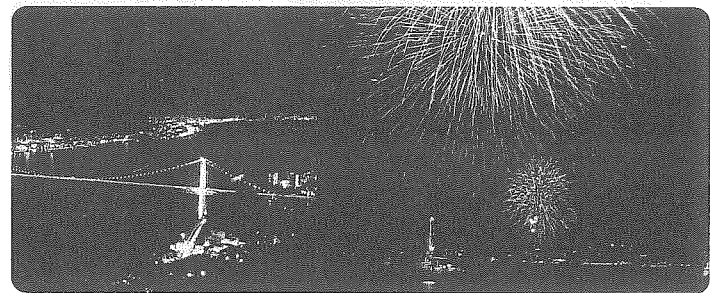
周辺環境

周辺には長府博物館・長府庭園、下関美術館など四季折々の表情豊かな多数の文化施設があり、眼下には『源平の興亡を賭けた壇ノ浦の合戦』、『宮本武蔵と佐々木小次郎が命運を賭けた巖流島の決闘』、『英蘭米仏連合軍と長州藩の戦い』、『伊藤博文と清国全権大使による下関条約』など歴史浪漫を見つめてきた関門海峡がひろがっています。

かんもんかいぎょうはなびたいがい

関門海峡花火大会

山口県下関市と福岡県北九州市門司区との合同で開催される「関門海峡花火大会」は日本でも有数の規模を誇ります。見どころは、600m上空で直径500mに花開く1尺5寸玉の打上げです。関門海峡をはさんで約1万3000発が、まるで競うかのようには上げられる花火は迫力満点です。



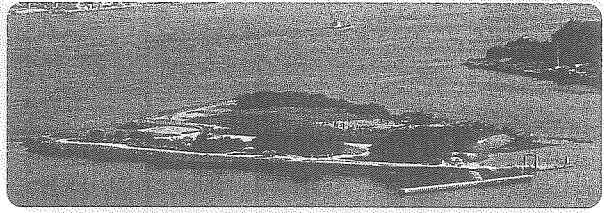
あかまじんぐう 赤間神宮

赤間神宮は、安徳天皇をおまつりしていた阿弥陀寺が前身で、昭和15年に「赤間神宮」と改称しました。明治9年に建立された社は昭和20年の空襲で焼失しましたが、昭和24年に本殿、昭和53年に拝殿が完成しました。例祭は10月7日に行われ、5月3日に行われる「先帝祭」は下関最大の祭礼となっています。



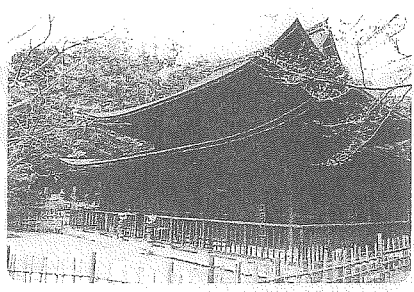
いみのみやじんじゃ 忌宮神社

忌宮神社の歴史は古く、「日本書紀」に「豊浦宮(とよらのみや)」として紹介されています。また、九州の熊襲(くまそ)を平定するために西へ下った仲哀(ちゅうあい)天皇と神功(じんぐう)皇后が海を挟んだ要衝のこの地に神様をまつり「忌宮(いみのみや)」としたと伝えられています。



がんりゅうじま 巖流島

下関港の南、彦島の400m沖に浮かぶ無人島で、正式には船島といわれ、1612年(慶長17)に剣豪宮本武蔵と佐々木小次郎が決闘した名高い舞台です。5月上旬には巖流島フェスティバルが行われます。

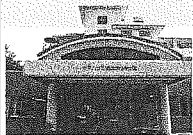


こうざんじ 功山寺

嘉歴2年(1327年)に創建され、仏殿(国宝)は、わが国最古の唐様禅宗式建築です。高杉晋作が倒幕を目指して決起した地としても知られ、樹齢100年を越える「吉野櫻」も有名です。



ケアハウス・デイサービスセンター



ちょうふ
ケアハウス長府
えん
さわやか園

〒752-0989 下関市長府黒門南町6番55号

TEL.083-246-1003

FAX.083-246-1006

介護付有料老人ホーム・デイサービスセンター・グループホーム



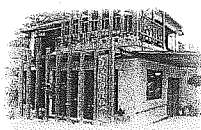
さわやか
しょうようかん
昇陽館

〒752-0989 下関市長府黒門南町6番54号

TEL.083-241-1500

FAX.083-241-1501

デイサービスセンター



さわやか
たいしょうろまんかん
大正浪漫館

〒750-0011 下関市名池町9番6号

TEL.083-228-1508

FAX.083-228-1506

住宅型有料老人ホーム・ショートステイ



さわやか
しょうようにばんかん
昇陽弐番館

〒752-0989 下関市長府黒門南町6番53号

TEL.083-241-1600

FAX.083-241-1601

社会福祉法人

さわやか会

理事長 村瀬 伸二

〒752-0989 山口県下関市長府黒門南町6番55号

TEL 083-246-1003 FAX 083-246-1006

平成28年第4回（12月）山陽小野田市議会定例会

陳情・要望書配布表

受 理 年 月 日	件 名	要望の主旨	要望者の住所及び氏名	調査委員会
平成28年 11月25日	さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を行なうことを求める意見書の採択を求める要請書	別添陳情・要望書写しのとおり	山口県保険医協会 会長 岸本 修	民生福祉常任委員会

議長が受理した陳情・要望書の写しを配布します。

2016年11月24日

山陽小野田市議会
議長 尾山信義様

山口県保険医協会
会長 岸本修

〒754-0026 山口市小郡栄町1-2

山口県保険医会館

TEL : 083-973-9630 / FAX : 083-974-5900



さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、 慎重な審議を行なうことを求める意見書の採択を求める要請書

拝啓 貴職におかれましては、市民の健康増進のために日夜ご尽力をされていることに敬意を表します。当会は県内の医科、歯科開業医を中心とする保険医の団体（会員数 1,500名）で、県民の健康を守り向上させるため、医療を含む社会保障制度の充実・発展を目指して様々な活動を行っているところです。

この間、社会保障・税一体改革のもとで、医療、介護の改定が進められており、昨年の「骨太方針2015」を確実に実現していくとして、現在は社会保障審議会、財務省・財政制度等審議会をはじめ政府関連審議会において、社会保障分野に関し「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」に向けて改革を進めるために、(1)「受診時定額負担」の導入、(2)後期高齢者の窓口負担の2割化、(3)高額療養費制度の限度額の引き上げ、(4)市販類似薬の保険はずし、(5)入院時の居住代の徴収拡大など、様々な患者（介護保険においては利用者）の負担増につながる施策が検討されています。

国民皆保険の下で、医療は「いつでも、どこでも、誰でも、費用の心配なく平等に受けられる」ものであり、そうした制度を守っていくことは非常に重要なことだと考えています。私たちが行った「受診実態調査」でも、約4割の会員医療機関が「経済的な理由」による患者さんの治療中断を経験しており、また5割が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えています。このことは、さらなる患者負担増が多く国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫することを示しています。

私たちは、現在行われている各種審議会での審議、あるいは法改正の必要な場合には国会での審議が行われると思いますが、患者負担増につながる制度改定の審議については、ぜひとも慎重に行って頂きたいと思っています。そのためにも、別紙のような「さらなる患者負担増で受診抑制が起きないように、慎重な審議を行うことを求める意見書」の採択頂き、国への働きかけをお願いできれば幸いです。山陽小野田市議会において、ぜひとも協議くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、
慎重な審議を行なうことを求める意見書（案）

経済的な理由で必要な受診ができない方が増えている。

山口県保険医協会が会員医療機関に対して行った調査では、40%の会員医療機関が、経済的な理由による患者さんの治療中断を経験している。さらに、50%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えている（「2015年受診実態調査」）。

「必要な検査を断る」「薬がなくなっているのに受診しない」「入れ歯やかぶせ物の処置をためらう」・・・これが患者さんの姿である。

本年6月2日に公表された、経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(骨太方針)では、社会保障分野において、「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」をはじめとする改革を進めるとしている。財務省・財政制度等審議会は改革の方向として、(1)「受診時定額負担」の導入、(2)後期高齢者の窓口負担の2割化、(3)高額療養費制度の限度額の引き上げ、(4)市販類似薬の保険はずし、(5)入院時の居住代の徴収拡大など、さらなる患者負担増をもたらす制度設計を提言している（『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議（2016年5月18日）、「平成28年度予算の編成等に関する建議（2015年11月24日）」）。

さらなる患者負担増は多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫する。必要なことは今でも重い患者負担を軽減することである。

今後、患者負担のありかたについて、厚労省・社会保障審議会医療保険部会等の関係審議会で審議され、2017年度に法案提出も含め、「具体的な措置を講ずる」としている。

関係省庁、関係審議会におかれては、さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように慎重な審議を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成〇年〇月〇日

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
総務大臣

〇〇市（町）議会議長 〇〇 〇〇

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
民生福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険及び国民年金に関すること。 ・ 介護保険に関すること。 ・ 在宅介護者支援に関すること。 ・ 保健衛生に関すること。 ・ 保育所に関すること。 ・ 病院経営に関すること。 ・ 地域医療に関すること。 ・ 在宅医療介護連携について。 ・ 人権・男女共同参画に関すること。 ・ 火葬場整備事業に関すること。 ・ 空き家等の適正管理について ・ 子育て支援を中心に結婚や出産をしやすくなる環境整備に関すること。 	平成29年3月定例会前日まで継続して閉会中調査する。